

市 民 福 祉 委 員 会 会 議 録

招 集

平成30年12月17日（月）午後1時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）西川 章 三 （副委員長）伊藤 ひろえ
奥岩 浩 基 尾沢 三 夫 土光 均 戸田 隆 次
前原 茂 又野 史 朗

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 佐小田課長

[生活年金課] 池口課長 高森課長補佐兼年金医療係長

[保険課] 渡邊課長

[市民税課] 安田課長

[固定資産税課] 宮松課長 門脇主査兼家屋償却資産係長

[収税課] 影岡課長

[環境政策課] 高塚次長兼環境政策課長 山川課長補佐兼環境保全係長 大峯主幹

[クリーン推進課] 田子課長 養藤主査兼施設管理係長 遠藤主幹

【福祉保健部】齊下部長

[福祉政策課] 大橋次長兼福祉政策課長 中本課長補佐兼企画係長

[福祉課] 谷野課長

[障がい者支援課] 仲田課長 福田計画支援係長

[長寿社会課] 奥谷次長兼長寿社会課長 田村介護保険料係長

[健康対策課] 清水課長 仲田課長補佐兼健康企画係長

【こども未来局】景山局長

[こども相談課] 橋尾課長 松原総合相談係長

[子育て支援課] 湯澤課長 長尾課長補佐兼子育て政策係長

小乾課長補佐兼子育て支援係長 吉岡主幹 赤井主任

【経済部】

[経済戦略課] 雑賀課長 坂隠企業立地推進室長

出席した事務局職員

先灘局長 安東主任

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 岡村議員

門脇議員 田村議員 三嶋議員

報道関係者2人

審査事件及び結果

- 議案第 85 号 米子市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 86 号 米子市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 87 号 米子市老人憩の家条例を廃止する条例の制定について [原案可決]
- 陳情第 23 号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書 [趣旨採択]
- 陳情第 24 号 米子市公立保育所統廃合・民営化に関する陳情書 [不採択]

報告案件

- ・すみれ保育園閉園に伴う米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂等の変更について [福祉保健部]
- ・米子市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果について [福祉保健部]
- ・平成 30 年 10 月 1 日現在の保育所待機児童数について [福祉保健部]
- ・米子市手話言語条例（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について [福祉保健部]
- ・ヌカカ対策について [市民生活部]

~~~~~

## 午後 1 時 00 分 開会

○西川委員長 ただいまより市民福祉委員会を開会いたします。

本日は、12 日の本会議で当委員会に付託された議案 3 件、陳情 2 件について審査をいたします。

初めに、陳情第 23 号、待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出者、鳥取の保育を考える会、会長の石井由加利様及び同会員の永見文子様に出席していただいています。

早速説明をしていただきたいと思いますので、簡潔によろしくお願いいたします。

○石井参考人 鳥取の保育を考える会の会長をしております石井由加利と申します。

本日は、保育を考える会の陳情書に対する陳述の機会をお与えいただきまして、本当に感謝申し上げます。座って、じゃあ、お話しをさせていただきますので、よろしいでしょうか。

○西川委員長 どうぞ。

○石井参考人 こちらを向いてお話ししたほうがいいでしょうか。聞こえますか、後ろの方、いいでしょうか。

では、このたび提出させていただきました、意見書の提出を求める陳情書に対する陳述をさせていただきます。

国は待機児童解消を目的に、2015 年 4 月に子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。しかし国が打ち出す対策は、保育の市場化や無資格者の活用、既存施設への詰

め込みなどの規制緩和が中心で、保育の拡充を求める保育関係者、保護者の願いとは逆行するものと考えています。少子化が進む鳥取県内でも、保育需要は確実にふえている中で、設置主体が企業を中心とした小規模保育施設、企業主導型保育施設などが米子市内で急速に開設されてきています。米子市内では、この間、公立保育所3園が民営化され、2015年からは小規模保育事業所19園、定員総数348名、企業主導型保育事業所11園、定員総数541名が開設、企業運営の認定こども園も開設されて日々の保育が行われています。しかし、約1,000名近くの定員枠がふえても、昨年10月1日時点で米子市の待機児童は45名、ことしの待機児童、10月1日時点で49名発生し、全てゼロ歳児と担当課より伺いました。

米子市においては、計画的な認可保育所の建設や施設整備等が十分に行われたとは言いがたく、公立保育園の民営化、小規模保育所や企業主導型保育所の開設による保育の量的拡大を進めてきましたが、潜在的保育入所希望者が多いことを考えるとき、公立保育園がゼロ歳児保育を実施せず、計画的な保育所建設をしてこなかったことが待機児童解消につながらない状況もあるのではないかと私は考えています。また、年度途中で保育士を必要とする低年齢児の入所希望がふえていることもあり、慢性的な保育士不足は県内全ての市町村で、公立、私立にかかわらず深刻さを増しています。現に保育士が確保できなかったことで児童定員を減らしたり、入所の断り、無資格者の活用、保育事業の縮小をせざるを得ない状況も生まれています。米子市では、小規模企業主導型の参入で保育士獲得競争は県内でも最も熾烈をきわめてる状況が見受けられます。

鳥取労働局によると、ことし4月の保育士の有効求人倍率は2.27倍、前年同期の2.18倍より高くなっています。鳥取県内の保育士登録者数は8,896名、実際に保育現場で働く保育士は約4,000名で、保育士資格者のうち半分以上が保育士以外の職種で就労しています。鳥取県はことしの8月に、保育資格を持ちながら保育所で働いていない潜在保育士を対象に実態調査を実施したところ、鳥取県内で、私立認可保育所の正規保育士で手取り12万から16万円で賃金が希望と合わない、公立保育所のフルタイムの臨時保育士で手取り月12万から13万、保育の仕事の責任の重さに不安など、業務量と責務に待遇が合わないと考え、保育現場から離れている人が多い結果が出ています。一方、潜在保育士の約半数は、保育現場から離れている理由が改善されれば復職する意向を示しているということもアンケートの結果で出ております。鳥取県社会福祉協議会が昨年7月に保育士約4,000名、これは正規、非正規ですが、保育事業所213カ所を対象に取り組んだアンケートでは、現職保育士の74.2%は離職を志向する退職予備軍との衝撃的結果が出され、保育崩壊しかねない深刻な事態と受けとめています。

保育現場では多忙感、疲労感が増しています。早朝、延長保育に対応するためにシフト勤務をこなし、片時も子どもから目を離さず、記録や保育準備、指導計画づくりを8時間の勤務中には業務をこなせず、持ち帰りかサービス残業になることも多く、特に20代の正規保育士の離職が目立ち、将来の担い手不足につながるおそれもあると警鐘を鳴らしています。これら鳥取県や県社協の調査でも明らかになった劣悪な保育士の処遇の最大の理由は、実態に見合わない保育士配置基準。きょうの皆様の資料のほうの1ページ目に出させていただきましたが、この配置基準は今から70年前、1948年につくられた1人の保育士を受け持つ子どもの人数基準、配置基準ですが、あと面積基準、そして保育を受け

る子ども1人当たりの月額経費である公定価格が低過ぎるなど、国の財政支援不足にあります。保育の質を確保、維持するために人をふやそうとすれば、配置基準に基づいて支払われる限られた財源の中では、正規を低賃金で雇うか非正規を雇うしかない状況に置かれているのです。さらに開園時間は11時間までの延長、保育所定員の弾力的運用をすれば、ますます人出が必要となりますが、国はこうした事業実施に対して正規を雇える十分な財政支援をせず、非正規保育士の対応でよしとしてきました。

共働きが当たり前の社会となり、保育所で子どもが育つことが普通になっているにもかかわらず、保育者の働く条件が壊されてきた結果、保育士自身の生活が危機にさらされているだけでなく、子どもたちの育ちも危機に瀕していると言えます。この間、政府は、処遇改善として3%に賃金アップ策や処遇改善Ⅱなどを実施してきましたが、一時対症療法的な処遇改善ではなく、何よりもまず保育士の専門性が発揮でき、かつ働き続けられ、見通しが持てる適正な労働時間と適正な賃金を保障するための公的財政支援の確立が急務と考えます。加えて、保育実態と長時間開所化を踏まえて、保育士の配置基準を抜本的に改善し、保育士の増員を図ることが不可欠と考えています。

来年の10月から幼児教育、保育の無償化をめぐり、地方自治体では無償化に財源をとられることで、保育の質的、量的拡充や保育士の処遇改善の課題が停滞することのないように、国としても十分な予算を確保すること。無償化をめぐり全国市長会は、12月10日に国から求められていた費用の一部負担を受け入れたことが報道されましたが、公立保育所の無償化については自治体が全額負担となっていることから、さらなる財政負担が増すことのないよう、国にしっかり声を上げていただきたいと願っています。この無償化論議の中で、保育所の給食食材料費を無償化の対象から外して実費徴収化するとしており、新たな保護者負担も加わり、児童福祉としても明らかな後退を生み出すものと言えます。保育は憲法25条の生存権を子どもの分野で具体化する営みです。どんな地域、どんな家庭に生まれても、全ての子どもは平等に保育され成長する権利を保障されなければなりません。国の責任を求めて米子市議会からの意見書の提出をしていただきたく、陳述を終わりますが、ぜひ、慎重審議でよろしくお願ひしたいと思います。

陳述を終わります。ありがとうございました。

**○西川委員長** 説明終わりました。

参考人に対して質疑ありませんでしょうか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 裏の意見書案の2の項目のところなんですけれども、保育士等職員の配置基準の改善というふうにございます。総論、私も賛成なんですけれども、今の保育士の不足っていうか、足りないというところがどこも言われている中で、例えば6対1のところは、鳥取県は4.5。

**○石井参考人** 1歳児ですね。

**○伊藤委員** ええ。

**○石井参考人** そうです。

**○伊藤委員** ええ、になってるはずですよ。そこのところで、どのような具体的な配置基準の案というものがわかりましたらお知らせください。

**○西川委員長** 参考人、どうぞ。

**○石井参考人** はい、わかりました。

私たち鳥取の保育を考える会以外に、私立保育園連盟、あと、保育協議会、あと、私保連が一緒になりました鳥取県の育み協会がありますが、そちらの保育団体の協議会等からも同じ要望を出しておりますが、ゼロ歳児、一応、皆さんにお手元にお配りしました1ページ目の認可保育所と認可外保育所の設置基準というのを見ていただきますでしょうか。今の国の基準では、ゼロ歳児3対1、1、2歳児6対1、3歳児20対1、4歳児以上30対1になっておりますが、ゼロ歳児は、私たちは2対1、1、2歳児については6対1が、片山知事時代に4.5対1になりましたので、一応これは現行どおり。3歳児につきましては、私たちが要望を出しまして、県の単県補助事業として15対1に3歳児がなりました。その1年後に厚労省内閣府のほうで15対1に、これは民間保育所に限ってですけども、するということで、県は、県としての独自の15対1の支援事業については廃止をしましたが、引き続き鳥取県においては、公私ともに15対1という、国の基準になりましたので、これが実施されております。4歳児以上については20対1という形で要望を出しております。

先ほどちょっと陳述の中でも言いましたが、4歳児以上につきましては、今から70年前の配置基準がそのまま現行基準としてなっているということ。それと今、ほとんど就学前の5歳児のクラスっていうのに、大体、出現率、小学校でも言われますけども、6%の子どもたちに気になる子、障がいにかかわる子どもたちが出現するということをおっしゃるので、そういう意味で、結局、ボーダーラインの子どもたちというのは、具体的な手帳を所持されない子どもさんでなければ保育士配置が1対1という形でつかない。鳥取県の場合はそれをさらに進めて、何らかの形で支援を必要とする子どもに対しての人員配置っていうのもクラスはしてますけれども、実際に……。

**○西川委員長** 参考人さん、ちょっと理解。

**○石井参考人** 20対1ということです。

**○伊藤委員** はい、ありがとうございます。

**○石井参考人** 済みません、失礼いたしました。

**○伊藤委員** それで、今保育士不足という中での、そういうふうな改善をするっていうふうに今ここに書いてありますけれども、公定価格の改善をされれば、そこで給与水準が上がり保育士の確保ができるというふうにお考えなのですか。

**○石井参考人** 公定価格自体が普通の……。

**○伊藤委員** 済みません、そういう書き方をしているんじゃないんですか、ここでは。

**○西川委員長** どうぞ。

**○石井参考人** それも含めてです。含めて、結局、処遇の改善、賃金の改善は公定価格を改善させることっていうことになっていきます。

**○伊藤委員** ありがとうございます。

**○奥岩委員** 委員長。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほどもお話しされてたんですけど、子ども・子育て支援新制度の中で、ちょっといろいろ、国が待機児童解消、保育士の処遇改善、無償化の動きがある中で、待機

児童解消につきましては、先ほどもお話しされてたように、小規模保育所ですとか企業主導型保育所、また、保育士さんの処遇改善のところから処遇改善、そして処遇改善Ⅱがあったというお話、それは理解しております。無償化の流れといたしましても、来年度以降、各自治体によるとは思うんですけど、米子市でも進める方向で話はあると思うんですが、そういったところで進んでいると思います。

いろいろとお話をさせていただいたんですが、残念ながら、米子市の待機児童があるってところで、ゼロ歳児のところをおっしゃっておられたんですけど、その待機児童さんの原因になってます、現場の保育士さんの数が不足しているっていう、今、伊藤委員もちゃんとおっしゃられたんですけど、その保育士さんの待遇を上げるのに処遇改善をまたさらに上げていただきたいっていうようなお話でよろしかったでしょうか。

**○西川委員長** 参考人。

**○石井参考人** 県社協は昨年7月に行いました現場の保育士の意識アンケートの中で、結局、74.2%は現職の保育士ですよ。現場にいる保育士さんたちが退職の身分だっていう、先ほど、事前にお配りさせていただいた日本海新聞のまとめた記事もありますけれども、それほどのやはり今の現状に対する大変厳しい、苦しい、疲労感がとれない等々を含めて、あとは、8時間労働時間がイコール保育時間になりますので、子どもがいる以上は、そこで子どもを置いてデスクワークするなんていうことは絶対できませんので、結局、それプラスの就労を余儀なくされるという、仕事を余儀なくされるという実態だと。

あと、先ほど言いました、潜在保育士の半分以上、4,000人以上は、実際に現場についていらっしやらない。だけれども、改善されれば復職したいっていう方が半分以上いらっしやるっていう、やっぱりこの数字っていうのは、こういう鳥取県が潜在保育士調査をされたっていうのは、とても先進例として全国的にもやっぱり参考になる数値じゃないかなと思いますけど、それほど、やはり保育士として現場に立ちたいという思いで資格をとったけれども、結局特にきょうも、企業主導型の保育所のほうに視察もさせていただきましたけど、大変な人不足と、やっぱり若い方の離職と、あとは、一度離れた方が再度戻ってこられるっていうことがないといったことを含めても、やはりほかの職種、別の事業所さんの職種よりも10万から11万安いという現状がありますので、そうすると、やっぱり賃金と配置基準で……。

**○西川委員長** 参考人さん、ちょっと悪いですけども、簡潔にお願いします。

**○石井参考人** はい、わかりました。

**○西川委員長** 奥岩委員、どうぞ。

**○奥岩委員** 済みません、もう一度伺わせていただきたいんですけど。子ども・子育て支援新制度で陳情にあります待機児童の解消、保育士等の処遇改善、そして保育の無償化については、先ほどのお話では御理解しておられて、今、国のほうもそちらに向けて、いろいろと施策をおくっておられるというのは理解しておられるというのは、先ほどの陳情の途中でわかったんですけど、内容といたしましては、なので、その国の保育士さんの処遇改善が足りないというか、もう少し足りないので待機児童がふえてるんでないかというところで、保育士さんをもっとふやしてほしいというところで、今、処遇改善があつて、処遇改善Ⅱがあつて、それよりもさらに引き上げてくださいよというような内容でよろしかったでしょうか。

○西川委員長 参考人さん、どうぞ。

○石井参考人 御指名がないと。

きょう訪問したところもそうですが、実際に保育の施設、スペースはあっても、ゼロ歳児含めて保育士が確保できないというふうに、子どもを受け入れることができないんですってことを言っておられましたので、待機児童解消には、まずは必要な保育士の処遇改善でもって保育士が現場復帰できるような環境をつくっていただく、そのための財政支援を国に求めているいただきたいということです。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そのところなんですけど、それが現在の支援新制度になったので、処遇改善があって、また処遇改善Ⅱに入って、その部分では現状足りないっていうお考えでよろしいですかっていう確認でした。

○西川委員長 参考人。

○石井参考人 処遇改善Ⅱという、政府のほうの説明では保育士の処遇改善をいたしましたという説明がありますが、3%で5,000円、一律5,000円ふえたとしても、それはもう到底、民間企業に追いつくような賃金ではありません。

それと処遇改善Ⅱにつきまして、これは民間保育士だけに対象になりますが、7年以上、主任クラスになりますけれども、保育士経験のある人が研修を受ければ4万円をつけます。あと、3年までの保育士経験のある方が研修を受ければ一律つきますというあれがありますが、結局もう、当初から言われてましたけど、保育所内で研修を受けた者のみしか加算がないという、加算Ⅱなんですよ。処遇改善Ⅱという、Ⅰ、Ⅱがあるんですけども、結局、全体の保育士賃金の引き上げにつながるような改善にはなっていないということです。ですから職場内で非常に主任が園長よりも賃金が高くなってしまったり、または、いろいろな研修を受けるに当たっても、それを保障しなければならない現場の保育士たちは大変な状態で保育をしていたにもかかわらず、自分たちには賃金が頭打ちに……。

○西川委員長 もうそこは、今。

奥岩委員。

○奥岩委員 処遇改善のところは、今お話しいただいたところ、ちょっと私の理解が不足していたらお願いしたいんですが。

処遇改善のところ、さっきのお話だと単年のみたいな感じでお話をされたかと思うんですけど、2011年、3%じゃなしに、その後、段階的に上がっていったような気がするのと、Ⅱのほうは今おっしゃられたみたいな役とか経験、年齢そこもプラスに、さらに上乘せというようなところがあったと思うんですけど、それで段階的に上がるところと、役がついておられる方とかさらにプラスになる方っていうところだと、まだそれだと十分でなくて、現場の保育士さんの、さっきおっしゃられてました多忙感ですとか、そういった業務内容の負担から考えると、まだ少ないですよっていうところで、それよりもさらに上げてくださるっていうようなお話でよろしいですか。

○石井参考人 全体の、全員の保育士の賃金引き上げを、底上げをお願いしたいということです。そのための、国に意見書を上げていただきたいということです。

○西川委員長 奥岩委員、よろしいですか。

どうぞ。

○**奥岩委員** そうしますと、全体のといいますと、ちょっと今話がいろいろ行ってしまったんですけど、いろいろな保育園の。基本的には、米子市の公立保育園の保育士さんの処遇を上げるためについていうところなのか、県全体のについていうところなのか。

○**石井参考人** 私たちは、保育園に働く保育士は公立、私立、届け出制保育施設等とありますから、全体の保育士、保育現場にかかわる保育士全体の改善を求めるとのことですよ。

○**西川委員長** よろしいですか。

○**奥岩委員** はい。

○**西川委員長** ほかはありませんか。

土光委員。

○**土光委員** まず、今の陳述の中で少子化だけと保育需要が高まるとか。その辺のことなんですけど、少子化は、もうこれはある意味ではっきりしてるけど、いろんな状況で保育需要そのものは減らないというふうに考えているということですか。

○**石井参考人** はい、そうです。

○**土光委員** つまり、絶対数は当面減らないという考えでいるということですか。

○**西川委員長** ちょっと参考人、手挙げて、挙手してください。

○**石井参考人** 済みません、はい。

今現状もそうですけれども、実際に保育の量そのものが拡大されても、またさらに、そこに新しい入所希望が出てくる。それでまた、さらにですけれども、来年の10月以降、保育の無償化、3歳児以上の無償化が実施されるっていうことになったときに、それこそ潜在的な保育需要がさらに高まっていくだろうということを思いますので、少子化と言いながら、やっぱり今の経済事情の中で、どうしても働いて何らかの収入を得て、経済的な一つの糧としていきたいという若い皆さんの就労意識の高まりもありますので、そういう意味では、この保育所需要に関する問題というのは、特に低年齢児、3歳未満児、ゼロ歳児が中心になってきますので。

○**西川委員長** もうよろしいです。

土光委員、御理解はできましたか。

○**土光委員** いいですか。

○**西川委員長** どうぞ。

○**土光委員** だから、高まるというのは、今の保育需要、いわゆる絶対人数が少子化にもかかわらず減らないという意味なのか、維持なのか、むしろ上がるのか、それは大ざっぱなことで、どういうふうに考えられてるかというのが知りたいんですけど。

○**石井参考人** 私はむしろ上がると思っております。3歳未満児。

○**土光委員** 絶対数。

○**西川委員長** ちょっと、そこでやりとりはやめてください。

○**石井参考人** 済みません、いつも。

○**西川委員長** あと、土光委員、何かあります。

○**土光委員** あります。

○**西川委員長** どうぞ。

○**土光委員** ちょっと担当課に聞きたいんですけど、例えば米子市に関して、多分、保育



無償化になるかどうかで大きな要因だと思うんですけど、今、米子市の中、保育児の需要を想定していろいろ案を出しているけど、保育需要の絶対数が、むしろ少子化にもかかわらずにふえるのではないかというふうな御意見なんだけど、米子市としては、これ、どういう認識をされているのか知りたいんです。

○西川委員長 ちょっと土光委員。

○土光委員 はい。

○西川委員長 今、参考人を呼んでの質疑ですから。

○土光委員 ああ、そうか。じゃあ、今のは後にして。

○西川委員長 ほか、参考人に対しての質疑ありませんか。

○土光委員 あります。いいですか。

○西川委員長 ありますか。

土光委員。

○土光委員 済みません。

この陳情の文章の理由の中で、ちょっと申しわけないですけど、一つ確認したいことがあって、理由のやつで、1、2、3、4、5行目、国の責任で安定的な財源を確保しという、そういう文言があります。

○石井参考人 もう1回ちょっと。

○土光委員 理由のこの5行目、安定的な財源を確保し、それで、国の責任で安定的な財源を確保しというふうに書かれていますね。私、実は、この安定的なというのがちょっとひっかかったんですけど、一般的に財源っていっぱいいろいろありますけど、一般という安定的な財源、これ、消費税のことだと思うんですけど、そういう意味が入ってるんですか。

○西川委員長 参考人。

○石井参考人 基本的に、保育所にかかわる国の費用は消費税の税率アップでされていくという、何ていうかな、保育所の実施をされていくということには私たち問題に思っております。ですから、保育の充実をすれば消費税を上げざるを得ないという形になりますので、基本的に、やっぱり国がきちんと、済みません、先進諸国の中でも日本の子どもに関係する予算というのは一番低いというデータが出ております。そういう意味では、国の責任でという部分では、今のところ1%弱でしたか、ですけれども、これを本当に1、2%上げるだけでも子どもたちへの必要な保育保障、教育保障ができるということを考えておりますので、そういう意味では、安定的な消費税に頼らない財源ということで私たちは考えております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっと最後のところがよくわからない。安定的な消費税に頼らない財源って何ですか。何を念頭に置かれてるんですか。

○西川委員長 参考人。

○石井参考人 これは国、地方自治体含めて、都道府県もそうですけれども、やはりお金の使い方っていうのは、どこに重点を置いていくのかっていう。私たち、将来を担うそれぞれの市町村、また、国を担う未来の主権者である子どもたちにしっかりと予算をつけていくという考えになりましたら、本当に今周知されてる国の関係予算の中でもっとも

精査しながら、こういう人を育てる、日本の……。

○西川委員長 参考人さん、よろしいです。

参考人さんが言える範囲に質問してください。

はい。

○土光委員 考え方わかりました。

もう一つ確認したいんですけど、保育士とほかの産業の、要は賃金が非常に保育士は低いとか、それよく言われる。私もそうなのかなと思うんですけど、このいただいた資料で、きょうも何かあったけど、これですね。これと棒グラフ見て、左手に棒グラフがあって、10万円の開きがあると。この説明のとこなんですけど、これ、全産業平均って、平均年齢42.5歳ですよ。保育士は35.8歳で比べてますよね。だから比較するのに、もう年齢が10歳近くも差があるとこで比べても、ちょっとなかなか本当の現状、これ、10万以上低いというのは文字どおりとっていいのかどうかと思ったんですけど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○西川委員長 参考人。

○石井参考人 これは私たちの団体、地方団体を束ねる、全国保育団体連絡会も含めた、よりよい保育を！実行委員会という、いろんな各種団体が集まった実行委員会で作りましたチラシです。現実的に、このチラシの金額が非常に鳥取県には適用されてないなという思いを持っております。思つとるといって変ですけども。もっと実際に保育士が受け取ってる賃金っていうのが、平均的に、35歳であっても、大体15万から18万、多くて18万ぐらいですよ。ですから、20万ちょっと超えるぐらいになるかもわかりませんが、現実的に鳥取県の平均賃金は低いということもありますし、特に民間保育園っていうの、保育士への賃金のやっぱり低さっていうのは、全国的にもやっぱり平均しても低いというふうに考えておりますので、年齢的なものというところのものでは、同じ35.8歳は出てないというところと言われてらっしゃると思いますが、とにかく……。

○西川委員長 参考人、もう大体。

土光委員、まだあります。

○土光委員 はい。

○西川委員長 どうぞ。

○土光委員 質問してるので、質問なので、わからないところはわからないで全然構わないので。だから、保育士が低いという、私もそう思ってるんですけど、どのくらいかイメージをつかみたいので、この資料だったら10万円の開きがあるというふうな意味の資料なんですけど、年齢見ると10歳の差があるから、だから、大ざっぱなイメージとして、一般の産業と保育士の賃金差というのはどのくらいというふうに思えばいいのかなというところが、それがわかればお答えいただきたいです。

○西川委員長 参考人。

○石井参考人 わかりました。県社協がアンケートをとりました内容の結果も、きょうはこの中には入れておりませんが、その資料。あとは具体的に、ちょっと調査としてしました資料もありますので、こちらの委員会のほうに後日、資料として、賃金の実態状況についてお知らせするというものを提出したいと思いますが、いかがでしょうか。

○石井参考人 きょうならいい。

○土光委員 きょうが審議ですから。

○西川委員長 きょう審議ですからね。

○石井参考人 失礼いたしました。

○土光委員 委員長。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 だから、大ざっぱでいいので、例えば10万円ぐらいの差があるというふう  
に思っているのか悪いのかということの確認。

○石井参考人 思っただいて結構です。

○土光委員 思っ構わない。

○石井参考人 そのとおりです。

○西川委員長 ほかはありますか。

なければ、参考人の質疑も終わりましたので、済みませんが、傍聴席に移ってください。

○石井参考人 ありがとうございます。

○西川委員長 次に、賛同議員から説明を求めます。

石橋議員。

○石橋議員 陳述されましたので陳述内容を読みなっと思いましたが、重なりがあるかもし  
れませんが、私が用意しました意見を申し上げます。

待機児童はもう20年もの間、問題になり続けてますが解決できていません。先ほど陳  
述者言われました、米子市でことしも49人、全部ゼロ歳児なんですけれど、出ましたが、  
去年は45人ですという形で、毎年、待機児童数も、すごい数ではないけどふえておりま  
す。年度の途中で生まれた子どもが保育所に入るのに困るという状況もあっています。ゼ  
ロ歳児の死亡事故が時々報道されます。保育士は子どもを寝かしつけると、やはりいろん  
な業務に追われて、ちょっと少しそばを離れたりもしますから、その間にうつ伏せ寝の子  
どもが窒息死するというケースが多く見られますけれど、国の基準を満たさない無認可の  
保育所での事故は認可の保育所よりも多く発生しています。2倍近くの数が発生してると  
いうふうに統計で上がっております。基準を満たした認可保育所の増設が必要であるとい  
うことで、そこが第1の待機児童の部分の問題では申し上げたいところです。

2番目、保育士についてですが、今、保育士の不足が本当に問題なんです、先ほど言  
われましたように、原因はその余裕のない働き方です。それに見合わない低賃金というこ  
ともその大きな原因です。子どもの成長を助けて安全を守る重大な仕事をしているのに保  
育士の配置数には余裕がない。休憩どころかトイレに行くのにも大変なことがあるという  
ふうに聞いています。配置基準は戦後間もない昭和23年にできたものです。それは余り  
にも低く、これは最低基準として考えて、それ以上の整備を求められてきて、地方自治体  
が目を通されて、さっき鳥取県が基準を大分多くしているという例もありましたけれど、  
よくしたっていう部分はあるわけですが、まだ余りにも低いということがあります。

欧米では、例えば、70年間変わらなかった5歳児保育の基準ですけど、保育士1人に  
日本は30人、30対1ですけど、欧米では保育士1人に15人から18人、スウェー  
デンでは、5歳児は最大18人は1クラスで、そこに保育士は3人入ります。こういう建

物の基準や遊べるスペースの基準なども、全然、日本の保育士は基準としては低いです。それは余分ですけど。給料は公定価格というものがあって、子どもと接する時間数が幼稚園の教員よりも圧倒的に多い保育士の公定価格が幼稚園教諭より低いという現状もあります。また、公立の保育所も公務員で給与もちょっといいと、産休や育休もありますけど、それで長く勤務できるっていうこともありますけど、私立の保育園では、やはり産休がとれない、育休とれないで人がかわっていく。平均年齢も低い、給与も低いっていう現実があります。さっき一般の企業とその比較で、年齢が35何歳と、片や40何歳でしたね。あの差ですけど、保育士の経験年数が低いんですよ。だから平均年齢も低いんです。そういう事情があります。続けたくても続けられないという現状が保育士の現実にあります。

それで、もう一つは、私立の保育園では、運営の費用の中での保育士の給与部分が5割、6割と言われてて、公立は7割、8割というふうに言われています。民間はどうしても利益を上げて安定して経営するということが必要ですから、そういう意味でも、民間と公立の保育士の給与の差は大きくあると言われてています。正規職員がどんどん減らされて、期間職員や臨時、パートが多いというのも賃金の引き下げや安定して働くことのできない大きな要因になっています。10月の待機児童が発生して保育士を途中で募集してもなかなか応募がありません。配置基準を見直す、公定価格などの改善を求めるとするのが2の項です。

3番目、保育の無償化です。政府は無償化の方針出しました。これはとても嬉しいんですが、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税の世帯のみです。全ての子どもの保育の無償化、地方自治体の負担や保護者の負担がふえないように、国としての財源をちゃんと措置することを求めます。

以上の3点について国に意見書を、この陳情書は地方自治体の努力も要りますけど、米子市で何とかしてくれということではなくって、こういう意見を国に上げてくださいますので、ぜひ採択し、意見書を上げてくださることを求めます。

**○西川委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対しての質疑はありませんか。

土光委員。

**○土光委員** 一つだけ聞かせてください。待機児童の解消と保育の無償化というのはなかなか相反するとは言わないけど、無償化するとふえて待機児童の解消になる、ちょっと遠ざかる、そういった議論があると思うんですけど、保育の無償化についてちょっとお伺いしたいんですけど、例えば、今でも保育料というのは段階的に設定されていますね。高額所得者は高い保育料。これを無償化するというのは、恩恵を受ける人たちというのは、むしろ高額の収入者に対しての恩恵が大きいのではないかという、そういう意見とか考え方もあるんですけど。それから無償化すると、保育料要らないんだったら預けようかみたいな、それが悪いとかいいとかいうつもりはないんですけど、そうすると、待機児童の解消ということに関しては、ちょっと逆方向というふうにも考えられると思うんですけど、その辺の考え方をお聞きしたいんですけど。

**○西川委員長** 石橋議員、答えられますか。

**○石橋議員** 答えられる範囲で。

**○西川委員長** どうぞ。

**○石橋議員** そうですね、収入によって保育料は決まって上がりますからね、そういう面あると思うんですが。ただ、子どもがゼロ歳児とか2歳児とかは高いですよ。女性も大変低い賃金で働いて保育料を払うと本当に大変だっていう若い世代もいて、若い世代の事情があります。そういう若い人たちが子どもを1人でやめとこうかみたいなことではなしに、やっぱり2人、3人子ども欲しいっていう人が生んで、ちゃんと育てられる、そういう保障をするべきだというふうに思います。

待機児童の解消は、余計定員が足りんようになるだろうっていうのはあるんですけど、やはりそこはほかのこととは違う、未来を担う子どものことです。国でも地方自治体も予算を組むべきだと思います。例えば、例えに出してなんですけど、軍事費を削って教育費に回せとか、保育費に回せとか、福祉に回せ、私たちよく言います。本当にそのとおりだと思うんで、ステルス戦闘機1機100億をやめれば保育所は幾らでも建ちます。以上です。

**○西川委員長** 土光委員、まだありますか。

**○土光委員** ありません。

**○西川委員長** じゃあ、賛同議員に対しての質疑はありませんので、終結いたします。帰ってください。

じゃあ、これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆さんの御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 担当課に関して質問をしてもいいのか、この討論の前というか。

**○西川委員長** いいですよ、どうぞ。

**○土光委員** 一つは、先ほど言いかけたことなんですけど、米子市の今後の保育需要、言いかえれば絶対数の見込みを今後どういうふうに想定されているか。少子化というのは、これはもうどうしても仕方がないんですが、そういう中で、少子化だから減ると想定するのか、現状維持なのか、むしろ高まる、いろんな要因で高まる、その辺はどういうふうに考えられているかというのを知りたいです。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 無償化に係る部分ということで、今後の保育需要ということなんですけれども、今、無償化になります3歳から5歳の子どもで、就学前の施設で幼稚園、保育園などに入っている子どもたちというのは、5歳児で98%ぐらいおられます。3歳児におきましては、大体9割ぐらいはもう入所しておられるという状況です。

この無償化に係って、どのくらいの方がそれを理由に入所されるかというのはあるかもしれないけれども、一応、まだまだ就園しておられない方というのは非常に数としては少ないということもありますので、その影響は3から5歳については余り懸念はしておりません。将来的な児童数の減につきましては、米子市の推計のほうでもゼロから5歳の児童数というのは、今後20年で約1,000人程度減少していくものと見込んでおりますので、それを合わせまして、子ども・子育て支援事業計画のほうでも、そういった事業計画のほうをしっかりと立ててまいりたいとは思っております。以上です。

**○西川委員長** よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 1,000人減少というのは、何人が何人ということでしたか。

○西川委員長 資料ありませんか。

○湯澤子育て支援課長 済みません、今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○西川委員長 土光委員、よろしいですか。

はい。

○土光委員 正確な数字はいいんですけど、1,000人というのはどこで1割ぐらいなのか、ちょっとイメージが。何人のうちの1,000人で全然捉え方は違うので、その理由についてわかる範囲内で。

○西川委員長 齊下福祉保健部長。

○齊下福祉保健部長 今、正確な数字ということではございませんが、大体、出生数が今年に1,400人ぐらいございますので、そのゼロ歳から5歳ですから、掛ける年齢分、それが将来的には1,000人ほど減るといふふうに考えていただければ目安になると思います。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 1,400掛ける5で、でも、全員が行くわけじゃないからかけるにならないということですね、本当ね。わかりました。

○西川委員長 じゃあ、質疑を、討論せず御意見を。

○土光委員 じゃあ、ちょっともう一つ聞きたいんですけど。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 もう一つ聞きたいことがあります。待機児童の解消のことなんですけど、米子市は4月の段階ではゼロだけど、10月の段階で平均40人ぐらい。この段階で、これがどうしても出るという根本的な理由は何になりますか。

(「報告の議題になっとらへん、きょう。そうでしょう。待機児童の報告案件見ると出しとんなるでしょう、案件として」と戸田委員)

○西川委員長 長尾子育て支援課課長補佐。

○長尾子育て支援課課長補佐 待機児童の発生している理由ですが、本年度、既存の施設の整備及び支援制度に移ってきている新規施設の増加によって利用定員のほうは増加をしておりますが、保育士が不足しているということで、各事業者の受け入れ児童数が減少しております、その結果、入所児童が減少したものと考えております。

○土光委員 わかりました。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 済みません、先ほど細かい数字をとおっしゃっていただきましたので、その件についてお答えいたします。

米子市の総合戦略のほうの推計でございますけれども、2015年が8,216人、2035年が7,020人の推計としております。

○西川委員長 じゃあ、一人一人の御意見お伺いします。

伊藤委員のほうから、どうぞ。

○伊藤委員 私は、この陳情に対しては、先ほど2番目のところで配置基準の改善を求めれば、また保育士がさらに足りなくなるというようなところは、今現時点では整合性がとれないというふうに思いますが、でも、全体的な配置基準の改善は私も必要だと思っ

ておりますので、趣旨採択ということでお願いしたいと思います。趣旨採択。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 私は、同様の陳情が28年5月30日付で出てるんですね。保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書ということで出ます。本会議の中で採択されて意見書として提出されてますので、心情的には非常に理解するところなんですが、明年の保育の無償化が始まりますので、今は、この時期はしっかりその動きを見て静観していきたいなと思っておりますし、動向を確認してからしたいなと思っておりますので、今回の陳情に関しましては採択しないということでお願いしたいなと思ってます。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 趣旨採択を主張します。基本的には、保育士の処遇とかいうのはやはりもっと充実させるべきだと思うので、そういった意味で、国の財政的な支援というか、予算の重点配分、それは私は必要だと思います。ただ、保育需要の見通しとか、細かいところはちょっとよくわからないところもあるので、基本的に、この陳情の言ってることに関しては賛同できるということで趣旨採択ということにしたいと思います。

○西川委員長 尾沢委員、よろしいですか。

○尾沢委員 私も趣旨採択ということで、この案件はお願いしたいというふうに思ってます。今、待機児童ということもありましたが、ほとんどがゼロ歳児が待機児という部分になるということだとか、それから、保育所はあるけれども場所が遠いから行かないとか、そういうふうなことも耳にしておりますので、全体的にはそういった意味合いで、趣旨は採択させていただくというふうに思ってます。

○西川委員長 戸田委員、よろしいですか。

○戸田委員 私も趣旨採択としてお願いしたいと思います。この案件については、私どももずっと提唱してきたわけですが、ただ、国も重要施策としてということで施策を進めてきております。ただ1点、先ほど伊藤ひろえ委員さんもおっしゃってる処遇改善、8,000名の保育士がおられて4,000名しか従事しておられない。この処遇の中で、処遇改善をすれば従事していただけるのかなというのがちょっと短絡的なのかなど。その辺のところも当局と議論せねばなりませんけれども、私は趣旨採択ということでお願いしたいと思います。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 私もこの陳情に対しまして趣旨採択とさせていただきたいと考えます。先ほど来から質問のときにもお話しさせていただきましたけど、陳情の趣旨にありますところの内容もちょっと非常に理解するところではありますし、ただ、先ほど前原委員もおっしゃられたとおり、現状、走っている途中の国の施策であるところもありますので、そこも見きわめたいというところもあります。以上で趣旨とさせていただきたいと思います。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 私は採択を求めたいと思います。ちょっとお話が出てるように、賃金の低さとか赤字負担というか、やはり保育士不足もあるというのは共通の認識だと思います。先ほど出ました平均賃金ですけど、保育士のほうが35.8歳で全産業が42.5歳。これ、石橋議員からもさっきありましたけれども、これだけ保育士さんがやめていかれて

いると。子育てのためにやめられる方もおられるんでしょうけれども、その後、戻ってこないということは、やっぱり処遇がよくないから戻ってこないっていう可能性も十分考えられると。保育士さんがやめていかれるっていうことがすごい多い。これを反映しているもの、平均年齢だと思います。そういう意味からも、処遇改善、当然必要だと思います。あと、ちょうど今、話にもありましたけども、国も力を入れているところです。この機会にさらにもっと力を入れてほしいという意味でも、この意見書、採択をしていただきたいと思っております。

**○西川委員長** これより採決いたします。

陳情第23号、待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情等について、趣旨採択が多かったので、趣旨採択に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手…伊藤委員、土光委員、尾沢委員、戸田委員、奥岩委員〕

**○西川委員長** 賛成多数で趣旨採択すべきものと決定します。

この陳情第23号については、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

趣旨採択されたという理由につきましては、先ほど各委員から出ました御意見などを正副委員長で意見調整をして、皆さん方にまた御確認をしていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員** 委員長、いいですか。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっと今後の取り扱いなんですけど、これ、意見書を出してくださいという陳情ですよ。趣旨採択に今決定して、意見書に出すことになるんですか。それはどういう取り扱いなんですか。

（「出さない。」と尾沢委員）

**○土光委員** 趣旨採択は出さない。

（「出さない。」と尾沢委員）

**○土光委員** ということに。

（「なります。」と尾沢委員）

**○土光委員** それは、そういうふうな取り決めなんですか、事務局に確認したいです。

**○先灘議会議務局長** 委員長。

**○西川委員長** どうぞ。

**○先灘議会議務局長** こちらの委員会のほうで協議していただくという形になります。採択ですと、もうそのまま意見書を出すという形になりますが、趣旨採択ですので、意見書を出すかどうかは皆様で御協議をお願いいたします。

**○西川委員長** じゃあ、この場でもう協議しますか。

（「はい、します。」という声）

**○西川委員長** 趣旨採択ということで、土光委員のほうから、これ、意見書出すか出さないかという御質問がありましたので、皆さん方、趣旨採択については。

どうぞ、尾沢委員。



○尾沢委員 意見書は出さない。

(「意見書は出さない。」と戸田委員)

○西川委員長 みんな同じですね、意見書は出さない。

伊藤委員も同じですね。

○伊藤委員 はい。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 でもこれ、意見書を出してくださいという陳情で、不採択だったら出さないということも当然だけど、この趣旨はオーケーだという結果ですよ。そうすると意見書、同じ文言では当然出さないということになると思うんですけど、そういった趣旨は理解するという事だから、この意見書の文面を考えて、この趣旨の内容で出してもいいんじゃないかと思うんですけど。出さないだったら、何か不採択と同じ扱いになるような気がするんですけど。

○尾沢委員 委員長。

○西川委員長 どうぞ、尾沢委員。

○尾沢委員 もう採決をお願いします。意見書については採決を。

○西川委員長 採決で……。

○土光委員 いきなり、御意見ないですか。

○西川委員長 いや、もう御意見も聞きましたので。

○尾沢委員 出さない。

○西川委員長 出さないという。よろしいですか。

○戸田委員 委員長。

○西川委員長 はい。

○戸田委員 だから趣旨は賛同しました。しかしながら、私は今申し上げましたように、国がそういう重要施策で展開しておられる中で、改めてここで意見書提出をするということは私は必要ないというふうに考える。だから趣旨採択は、そういう意味で趣旨採択させていただいたということでございます。

○西川委員長 じゃあ、一応採決します。

趣旨採択ということで、この意見書は出さないということで、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手…伊藤委員、奥岩委員、尾沢委員、戸田委員]

○西川委員長 多数ということで御理解ください。

じゃあ、次に陳情第24号、米子市公立保育所統廃合・民営化に関する陳情書を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出者、米子市公立保育所の統廃合・民営化を考える会、代表世話人、柳瀬和子様にお越しいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますと思いますが、簡潔によりしくお願いします。

○柳瀬参考人 米子市公立保育所の統廃合・民営化を考える会の代表世話人、柳瀬和子です。今回、陳情を出しました。その意見陳述をいたします。

米子市はことしの8月に公立保育所の統廃合・民営化方針の公立保育所建てかえに係る個別交渉として発表しました。現在、14園の公立保育所のうち5園を米子福祉会の3園

に統合・民営化する。そして8園を公立4園に統合し、東保育園1園をそのまま存続させて、公立保育所を5園化するというもので、統合する前を含め、用地を確保して建てかえ、新築するとしています。米子市は既に、公立保育所の保育関係者や保護者説明会を終了させ、米子市民、地域への説明会も十分行われないうち、パブリックコメントは10月31日に締め切りとなりました。寄せられた意見は38人で、件数は270件ということです。その意見はどれもが不安や疑問がいっぱいです。

主な意見をここで紹介し、私の意見も加えて述べます。

1、地域とのつながり、活性化について。地域から公立保育所がなくなると遠くなるほか、親同士のつながりができないなど利用者が困る、保育所がないと人が住まなくなる、地域の活性化にはつながらないという心配な意見です。

2、園の規模、定員について。小規模の保育所のほうが園児への目が届きやすく密接な関係が築けるのではないかと。建てかえ後、定員を120人から150人とする計画だが、本当に適正規模なのか。100人より少ない規模のほうがいいのではないかと。これには私もそのとおりでと思います。

3、増改築について。現在の保育施設を維持したまま増改築ができないのかと、私も同じように思いました。

4、公立保育所の役割について。公立保育所は子どもの発達を公的に保障する施設で、保育内容や施設、人員などで私立保育所の手本となるのではないかと。公立保育所の役割や必要性をどう考えるかという指摘をされています。私もそのとおりでと思います。

5、幼保連携認定こども園を目指すことについて。認定こども園になれば保護者の就労状況が異なることで、運営が難しくなったり子どもが寂しい思いをしたりすることが考えられると心配しています。

6、市民に対する説明、合意について。保護者説明会での説明が明確でなかった。老朽化を放置はできないが、統合の必要性の説明が足りません。個別構想については十分な論議が必要だと思います。

以上がパブリックコメントの主な意見です。

子ども・子育て会議での審議が通ったとしても、それは米子市民の意見を全て反映しているわけではありません。統廃合・民営化の個別構想のこの説明を聞いた人は、公立保育所の保育士と保護者、ふれあい説明会に出席した人、新聞記事を読んだ人、とても少数だと思います。米子市の一方的な進め方に対して市民から大きな不安と疑問の声が多数出されています。もっともっとこれに関しては論議が必要だと思います。それで陳情項目として出しました。拙速に公立保育所の統廃合・民営化を進めるのではなく、これを機会に、さらに広く市民の声を聞き、公立保育所の今後のあり方に反映させること。

最後に1点、直接関係ないことではないと思いますが、皆様にちょっとお知らせしたいことがあります。公立保育所をなくさないでほしいというのは親たちの切実な願いだとわかる、そういうことがわかるニュースがありました。ことしの10月、京都府の大山崎町、ここは1万5,000人の町ですが、ここで廃園の危機にあった公立保育所を存続させるということを公約に掲げた候補者が町長に当選しました。そういうニュースがございましたので、参考に持ち上げておきます。

以上です。よろしく御審議ください。

○西川委員長 説明は終わりました。

参考人に対して質疑ありませんか。

土光委員。

○土光委員 1つは、陳情趣旨の中の文章で、中ほどかな、公立保育所はと始まる文章で、ここで、その公立保育所は地域の中心となって保育、子育て支援を提供してきましたというふうに書かれているのですが、これ、具体的にどういったことを、これまでこの公立保育所はそういったことを提供してきたかというのを鑑みてですが、どういう役割を果たしてきたかということです。

○西川委員長 参考人。

○柳瀬参考人 公立というのは米子市民の税金で運営されている施設だと思います。そこで米子市の指導、監督のもと保育を実施してきている施設ということだと思いますが。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 公立保育所の説明を聞いたのではなくて、それが、これまで地域の中心となって保育、子育て支援を提供してきた。これ、具体的にどんなことをしてきたかというのをちょっとイメージ持ちたいので、説明できる範囲でお願いします。

○西川委員長 参考人。

○柳瀬参考人 地域の中でコミュニティーといいますか、保育所だけで通わせている親、それから、その家族、地域の人たちと交わっている、いろいろな交流されていますので、そこで交流の場ができてきていることだと思いますが。

○土光委員 委員長。

○西川委員長 どうぞ。

○土光委員 それから、この陳情趣旨の文章で最後の3行目、しかしで始まるところで、下から2行目ですね。米子市が一方的な進め方に対して疑問の声も多数出されている。これ、具体的に、どういうところでどんな、今、パブコメの紹介されたと思うんですけど、それ以外にもあればということ。

○西川委員長 参考人。

○柳瀬参考人 米子市の子ども・子育ての方々がふれあい説明会などで説明されるんですが、市民の意見を聞くという態度ではなく個別構想です、このように進めます、そういう一方的な言い方をされています。そういうことです。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 担当課がどういう説明をしたかということではなくて、それを聞いて、一方的な説明だというふうに思ってる人が多数いるということですか。

○西川委員長 参考人。

○柳瀬参考人 はい、そうだと思います。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 もう一つ、陳情項目で、2行目で、さらに、今やってる以上ということだと思いますが、さらに広く市民の声を聞くというふうにあります。これ、これまで市当局としては、各保育園で説明会したり、多少地域にもしているのかな、する予定か。それと、あと、パブコメで意見を聞いたり、あと、子ども・子育て会議でいろいろ議論をしたり、そういうことはしていると思うのですが、多分、これではまだ不足だからということ。

陳情が出ていると思います。そうすると、さらに広く市民の声を聞きというのは、具体的にどんなことをすることを求めますか、これもわかる範囲でいいです。

○西川委員長 参考人。

○柳瀬参考人 米子市内にはいろんな団体があります。私どもがつくった考える会、そういうような自発的な団体がある。それから地域でも自治会、大きな自治会じゃなく小さい自治会という、広くという意味はそういう意味です。連合自治会だけで聞いてもらうとかそういうことではなく、小単位の自治会という意味です。

○西川委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○西川委員長 ほかはありませんか。

ないようですので、参考人に対する質疑は終結いたします。

柳瀬さん、どうもありがとうございました。

○柳瀬参考人 よろしく願いいたします。

○西川委員長 傍聴席をお願いします。

○柳瀬参考人 はい。

○西川委員長 次に、賛同議員から説明を求めます。

岡村議員。簡潔をお願いします。

○岡村議員 どうもありがとうございました。

この陳情第24号に対する賛同理由を説明させていただきます。

先ほど説明者からもありましたように、公立保育園14園のうち東保育園のみ単独で存続させると。そのほかは5つの園を米子福祉会の保育園と統合する、民営化する、8つの園を公立4園に統合する、こういった内容で説明があったわけですが、市のほうからは。これまで保育士や保護者会などの説明会、また地域での説明、パブリックコメント、こういったものが行われてきました。しかし、これらの説明会を通じて、なぜこのような統合、民営化が必要なのか、米子市の保育に対する理念というのが見えてこないというふうに感じております。見えてくるのは園舎の建てかえや今後予想される園児の減少などに対する財政的側面からの対応でしかないんじゃないか、そういった米子市の姿勢が感じられません。にもかかわらず、今後の統合、民営化に伴う財政効果については全く試算されていないというふうの説明されております。

保育は日々成長が著しい幼少期の子どもたちを働く保護者にかわって育てていく大切な営みです。どの子にも目が行き届く環境が保障され、家族や地域と連携を持った保育の実践が求められると考えます。統合して大人数の保育環境を担うことで全ての子どもたちに目が行き届きにくくなるのではないかと、こういった心配も出されています。保育園からも認定こども園化という問題も浮上してきています。これからも保育に対してしっかりと公的責任を果たしていくことが米子市に求められると考えます。今回の統廃合・民営化問題を考える上で、米子の保育はどうあるべきか、市民的議論が大事になっているというふうに考えます。さまざまな場面でこういった問題を論議していく、そうしたことをぜひやっていただくためにも、この陳情、採択をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○西川委員長 簡潔にありがとうございました。

じゃあ、賛同議員に対する質疑があれば。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 岡村議員、何点か質問になるんですけど、統廃合に関しまして、各保育園ですとか、先ほど土光委員もおっしゃられたとおり、地域も少しずつ始まっているということなんですけど、説明がある中で、恐らく、米子市の子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方のところの御説明もされてたのじゃないのかなと考えるんですけど、その考え方は不十分だったっていうような考え方ですかね。今の賛同理由を聞きますと、その考え方が全く示されていないようなふうにもとれたものですから、お願いします。

○西川委員長 岡村議員。

○岡村議員 私ども、いろいろな関係者の方から聞かれております、声が届いております。例えば統合される保育園を持つ地域の方から、自治会からは、本当に何も寝耳に水だというふうなところっていうことが聞こえています。そうした方々に対しても、しっかりとしたやっぱり説明をしていくといったことが私は必要だというふうに考えています。

○西川委員長 よろしいですか。

○奥岩委員 はい。

○西川委員長 ほか。

じゃあ、ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

じゃあ、岡村議員、ありがとうございます。

これより討論に入ります。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

今度は、又野委員のほうから、どうぞ。

○又野委員 先ほどお話ありましたけれども、この統合、民営化の計画についてはパブリックコメントされて、そのときにもたくさん、この後もお話が出るのを、資料を皆さん持ってもらえると思いますけど、不安や疑問の声が出ています。米子市のほうも市民の皆さんの声を聞いて柔軟に対応すると。さらに、これからも説明会とかを予定しているとも聞いています。市民参画掲げています米子市としても、引き続き、さらに市民の皆さんと意見交換して、よりよい保育所をつくっていく。このためにはやはり陳情の、さらに聞いて、今後のあり方に反映させるということが必要だと思いますので、採択を求めます。

○西川委員長 続きまして、奥岩委員。

○奥岩委員 本委員会でもパブリックコメントのことはありまして、その後、10月31日まで期間も延びたっていう経緯もあります。また、9月議会で土光委員さんのほうから、又野委員さんのほうからも質問もありまして、本12月議会でも私のほうからも質問はいろいろとさせていただいたところでもあります。それを踏まえて、陳情項目、内容を読ませてもらいますと、しっかりと市民の皆さんの声を聞いて、今後のあり方に反映させてほしいということなんですけど、今、まさにそれが進行中ですので、こちらに関しましては、私は不採択で考えております。

○西川委員長 もう一度。

○奥岩委員 不採択。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 私も採択しないということで考えております。今の米子市も大きな目標を掲

げておりますし、子育て支援の重点目標の中にも幼保連携型認定こども園として幼児教育を一体化するんだということですし、もう一つが、個別構想を見ますと、平成33年の4月から毎年1園を統合していくんだというような掲げ方でございますので、ある程度この辺のところを基本的に、住民説明会も今しておる最中でしょうし、これからもやるべきだろうというふうに思いますので、採択しないということでございます。

○西川委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 結論を言いますと、採択しないということでございます。米子市にとって、また公立の保育所の統廃合ということが必要ということで我々も確認をしております。民営化についても同じでございます。ただ、ここの陳情報告の中にある中で、多くの市民との合意という部分については、これは当局の努力はやはり足りないだろうと、この点については十分注意をしていただきたいということをつけ加えながら、採択はしないということでございます。

○西川委員長 じゃあ、土光委員のほうから。

○土光委員 ちょっと今、質問していいですか。

○西川委員長 それは委員に対してですか。

○土光委員 はい。

(「いつもこの人・・・」と声あり)

(「あなたの意見言われたらいいです。」と尾沢委員)

○土光委員 事実関係いいですか、いいですか。

○西川委員長 あなたの意見を聞くことを。

(「いい意味で意見・・・」と声あり)

採択に向けてのあれですから。

(「意見は言えない」と声あり)

土光委員。

○土光委員 議会として私の意見です。議会として統合とか民営化を決めたという事実は私はないと思っております。

それで、これの陳情に関してですけど、採択を主張します。ただというか、要は、今の統合化の計画でさらに市民に意見を聞くとか反映させる、それは奥岩委員とか戸田委員も、今、当局担当課、その方向でやってると。だから、やってるから、それをある意味で、後押しする意味でというので、私は、むしろそういう方向でやってくださいをより強める意味で採択を主張したいと思えます。

ただ、ちょっと一般的に、一つだけ説明会等で気になるのは、やはり説明を受ける保護者、保育園が説明会だったら保護者なんだけど、やっぱり担当課がこういうふうな計画ですという、ちょっと印象としては、もう決まってしまったものという印象をどうしても持つってしまうので、あくまでも説明するときも意見を聞きたい、それで反映をさせていくという、そういう説明の仕方が私は必要だというふうに思っています。ある人は、あれは説明会じゃなくて説得会だという言い方をおっしゃってたんですけど、だから、その辺はそういうことも、陳情報告はそういうことをしてくださいという、より今の方向性に対して市民の意見を聞いて反映させて、よりいい方向を市民とともに考えようという意味だと思いますので、そういうことを込めて採択を主張します。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 私は採択しないということによっておきたいと思っております。先ほどの陳情の中の説明の中にあったんですが、23号のほうですけどもね。20年後は1,000人ぐらい出生数が減ってしまうということで、本当に少子化が進んでいく中で、老朽化する保育施設も考えなければいけない。市の予算的な問題もあるということで、これ効率的な、ある程度、保育というのにも必要ですし、また、すぐれた環境の中で、そこに予算を入れていくという、統合していく、予算を入れていくということも一つの考えだだと思いますので、そういうことを考えると、今回の陳情に対しては採択しないということをお願いしたいと思っております。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私も採択しないという立場で言わせていただきますと、まず、当局に対しては統廃合に至る事例で、さっき1,000人ぐらい少なくなるというようなことを言われましたけれども、やっぱり根拠として、出生数含めて今後どういうふうにご利用が変わっていくのかというようなこともあわせた、きちっとしたやっぱり計画をつくっていただくというのが一つなのかなと思っております。それはお願いしておきます。

そういう面で、先ほど陳情書の中にもございましたが、これまで公の保育所が地域の中心になって保育をされて支援を提供してきたというような文面がございましたが、私は長年にわたって、認可保育所も、私立の私立幼稚園も、公立も含めて、米子市の保育を担ってきたんだと思っております。そう大きな、どこが起因したかっていうのはまた別な問題として大きな違いはなかったのではないかな、それがもともと米子市の保育、子育てを担ってきたんだと思っております。なので、市としてもっと全体的な、やっぱり米子市の子ども・子育て支援のあり方をどうするべきかというようなことに立って、これからはもっと十分な議論をしていただき、その中で、子育て支援センターも各地域に今後つくられるというようなことなので、私はそれは支持したいと思っております。公立が全てではないですし、預かり保育事業の中でその位置づけをきちっとしていただきながら、この公立保育所の統廃合・民営化に関する陳情書ということは、私としての考えの中では、それよりか、米子市の大きな意味での保育の質をきちんと確保していただきたいというような意味で、ここの部分では採択しないというふうにしたいと思っております。お願いします。

○西川委員長 これより採決をいたします。

陳情第24号、米子市公立保育所統廃合・民営化に関する陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…土光委員、又野委員]

○西川委員長 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については採択しないということに決しました。

陳情第24号については、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

この件についても、正副委員長に任せていただき、皆さん方にまた見ていただきますので。

[「異議なし」と声あり]

○西川委員長 よろしく申し上げます。

続きまして、議案第87号、米子市老人憩の家条例を廃止する条例の制定についてを議

題といたします。

当局の説明を求めます。

奥谷福祉保健部次長。

**○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長** 長寿社会課のほうから、議案第87号、米子市老人憩の家条例を廃止する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

このたびの条例は、米子市皆生温泉4丁目にあります米子市老人憩の家を平成30年度末をもって廃止するため、その設置及び管理について定めた条例を廃止しようとするものでございます。なお、この条例につきましては、平成31年4月1日から施行することとしております。本件につきましては、本年7月議会、市民福祉委員会におきまして、今回、御審議いただく条例廃止の前提となる施設の廃止につきまして御説明をさせていただきますが、改めまして経過等を簡単に説明させていただきます。

本施設は、高齢者の教養向上、レクリエーションの場に供することを目的として、昭和54年1月に現在地に設置されましたが、近年では公民館、老人福祉センター、民間のカルチャースクール等においても、同等の事業が実施されること等が要因といたしまして、現在は、実人員といたしまして、陶芸教室が約10名、木彫教室、囲碁・将棋ともそれぞれ約10名から15名程度と利用者は固定化しており、減少傾向にあります。また、施設の老朽化が進行しておりまして、平成28年3月には、ボイラーの故障により入浴施設の利用を休止したほか、ことし5月に天井の落下による作業室の利用ができなくなるなど、施設の機能維持及び利用者の安全を確保することが困難となっております。

このような状況から、米子市公共施設等総合管理計画の廃止を検討するという施設の実績を踏まえまして、このたび平成31年3月31日をもって、米子市老人憩の家を廃止することといたしました。

廃止に際しまして、御利用いただいております方々の今後の活動の場につきましては、現在、老人福祉センター及び他の施設等を御紹介させていただきながら、具体的な調整をいたしております。また、廃止後の土地、建物の処分につきましては、現時点では、福祉保健部として新たな活用計画はないため、普通財産を所管いたします総務部総務管財課に移管する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。各委員、質疑はありませんでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** 実際に老人憩の家に行って、管理人さんや利用者さんの話ちょっと聞いたんですけども、28年の3月に風呂のボイラーが壊れて、もう改修されないということで風呂をやめられるという、そのときに、存続してくれという要望があったと聞いたんですけども、そのときの対応をちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

**○西川委員長** 奥谷福祉保健部次長。

**○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長** 今、御質問ありましたように、平成27年度末に風呂を廃止するときの状況でございまして、反対をされる方がおられました。当時、廃止する理由としましては、先ほど申し上げましたが、ボイラー等の老朽化によるものでございましたが、当時、自主的な利用者の方が約100名おられまして、その方々からは継続



して使用したいということで廃止反対の署名を提出された経緯がございます。その際、市といたしましては、公共建築物のあり方等により施設の縮小廃止の方針があったことと、そして、もし直す場合には、多大な修繕費用が支出となるということ。そして将来的には、塩分のため温泉供給管の配管破裂の可能性が非常に高いこと。そして、風呂の提供は必ずしも行政ではなく、民間サービスで対応できること等を総合的に判断をしたということを説明をさせていただきまして、利用者の方に廃止の旨を説明させていただきました。以上です。

**○西川委員長** 又野委員、よろしいですか。

又野委員、どうぞ。

**○又野委員** 先に済みません。

維持管理がよくなかったんじゃないかという声がありまして、維持管理のほうって、きちんとされてたとは思いますが、そこら辺のことをちょっと聞かせてもらえませんか。

**○西川委員長** 奥谷福祉保健部次長。

**○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長** 市といたしまして、必要最小限度の修繕とかメンテナンスはさせていただいたつもりでございますが、何しろ、この建物は約40年たつということで、経年劣化は避けがたかったものというふうに判断しております。以上です。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** これ自体はもうどうしようもないことだと思うんですけども、先ほどあったように、100名のお風呂のほう利用者がおられたということなので、それだけ利用されてるということは、何とか本当はできなかったのかなと思いますので、そこら辺の検討をしていただきたかったということだけちょっと御指摘しておきますというか、要望というか。

**○西川委員長** 質問ではないですね。

**○又野委員** はい。

**○西川委員長** ほかに質疑はありませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** 今、説明があったんですけど、条例はそれで。31年の4月1日から施行するということですけど、経過措置で、今の賠償と使用料についての、従前の例にということで掲げとるだけ、その辺の内容をちょっと説明していただければと思います。

**○西川委員長** 奥谷福祉保健部次長。

**○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長** 経過措置につきましては、今回、使用料とか、そして損害賠償の件について上げさせていただいておりますが、まず、この分の経過措置は、こういう施設条例をつくった場合には一般的なやり方で上げさせていただいてるものだと、いうことを先にお答えさせていただきますが、まず、使用料につきましては、この施設でとってましたのは風呂の200円、お1人200円の分だけでして、この分については滞納はありませんので、実質、経過措置の適用はないというふうに思っております。損害賠償につきましては、現在、どっか施設を壊して損害賠償をしてくださという市民の方はおられないということで、現時点では報告させていただきますし、ただ、3月31日までどうなるかわからないということで上げさせていただいております。以上です。

○西川委員長 戸田委員、よろしいですか。

○戸田委員 はい。

○西川委員長 ほか質疑はありませんか。

じゃあ、伊藤委員。

○伊藤委員 この後は普通財産になって、維持管理は総務管財課というふうにおっしゃられたので、所管の委員会でもないんですけども、老朽化もしてるということで、今後どうなるかっていうようなことは見通しとしてはまだ何もないですか。

○西川委員長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 うちの福祉保健部としては利用計画がないということをお先ほど申し上げましたが、普通財産として総務管財課のほうで所管を受けた場合の一般的なやり方ということで御説明申し上げますと、総務管財課として、一般的には売却という方向の検討が1つということと、あと、現時点においては、まだ計画はありませんが、どっかの全庁的にあるかが、今後、この施設跡地、また使う予定が何とか計画とかという格好で策定が決まれば、そちらの課に所管をとということもあり得るというような形で聞いております。以上です。

○西川委員長 いいですか。

では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

伊藤委員のほうから。

○伊藤委員 異議ありません。

○前原委員 ありません。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 意見があるかどうか、ちょっと。

○西川委員長 自分の意見です。

○土光委員 別にないです。

○西川委員長 尾沢さん。

○尾沢委員 異議なし。

○奥岩委員 異議なし。

○又野委員 もうありません。

○西川委員長 じゃあ、別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手…全員〕

○西川委員長 議案第87号、米子市老人憩の家条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民福祉委員会を暫時休憩といたします。

午後2時38分 休憩

午後3時06分 再開

○西川委員長 再開いたします。

福祉保健部から4件の報告を受けたいと思います。

初めに、すみれ保育園閉園に伴う米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂等の変更について、当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** そうしますと、資料1、すみれ保育園閉園に伴う米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂等の変更についてを子育て支援課から御報告いたします。資料をごらんください。

米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂につきましては、平成30年9月26日開催の市民福祉委員会で報告いたしましたところですが、すみれ保育園の閉園に伴いまして、さきに報告いたしました内容のうち、公立保育所統合建てかえに係る構想の一部を変更する必要が生じたため、次のとおり報告いたします。

1、閉園の理由でございます。平成30年度、2度にわたりまして避難勧告等が発令された際に、すみれ保育園を休園、あるいはほかの園での保育を行ったことから、保護者から園の安全性について心配される御意見をいただきました。これを受けまして、園児の安全にかかわることから、市としてこれらの声を重大なものとして受けとめまして、園の運営について慎重に検討いたしました。

保育所は、保護者の就労を支援するとともに、就学前の幼児の生活の場でありまして、就学後施設とは異なり、大雨や台風等の災害時で、大規模な災害を除けば開所すべき施設であると考えております。しかし、すみれ保育園は、園舎の約半分程度が土砂災害警戒区域、イエローゾーンに係る立地でありまして、土砂流出の危険性がある場所であります。今後もこのような災害時に緊急避難や他園での保育を行う必要が生じることが予想されますことから、都市整備部及び防災安全課等、庁内関係部署からの情報に基づきまして多角的に検討しました結果、保護者に負担をかけないこと、あるいは園児の安全の確保の観点から、閉園が妥当であるとの結論に至ったものでございます。

次に、閉園の時期でございますが、現時点におきまして、平成32年3月31日、平成31年度末をもって閉園することが適当と判断しております。閉園につきましては、在園児を中心に大きな影響がありますことから、保護者との意見交換を行いましたところ、すみれ保育園での卒園を切に希望される保護者からの意見もございました。適切な安全処置を講じた上で、平成31年度末を閉園することが適当と判断いたしました。

次に、すみれ保育園に係る今後の対応方針でございますが、閉園までの間、以下のとおり安全措置を講じた上で保育を実施いたします。台風、集中豪雨等の情報を迅速に把握して、避難等、安全に資する体制の構築に努めます。また、他の公立保育所との連携強化を図って、他園での保育の実施なども、必要な場合には対応してまいります。保護者との連絡を密に行ってまいります。

裏面に参りまして、4として、米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂等の変更でございます。平成30年9月26日開催の市民福祉委員会におきまして、子ども・子育て支援事業計画の一部改訂について報告させていただきましたが、その内容で、公立保育所建てかえに係る個別構想に関する記述のうち、すみれ保育園の部分を削除させていただきます。

その下に参考といたしまして、これまでの経過ということで、時系列ですみれ保育園の状況を御説明しております。1つ、平成30年7月7日、豪雨による土砂災害警報という

記述がございますが、申しわけありません、訂正をお願いいたします。「土砂災害」の前に「大雨」という文言を入れていただきまして、「土砂災害」を括弧で囲っていただき、警報という警報でした。訂正しておわびいたします。大雨（土砂災害）警報という警報が発出されております。避難勧告発令のため、休園をいたしております。10月1日、これは台風24号による避難勧告発令のため、東保育園での保育を実施しております。10月3日、公立保育所建てかえに係る個別構想の説明会におきまして、保護者から、すみれ保育園の安全性についての御意見をいただいております。10月の25日には、保護者説明会を開催いたしまして、閉園も含め、対応を検討する必要があると考えていることを説明させていただき、保護者の方の意向を確認したい旨を伝えております。11月20日、保護者説明会開催、意向確認の結果を伝え、平成31年度をもって閉園したい旨を保護者の方に説明いたしました。11月30日、31年度在園希望の方の集約結果は、園児5名ということになりました。それ以外の園児さんは転園をしていただくという意向をいただいております。

2としまして、施設概要を上げております。すみれ保育園の所在地、愛宕町15番地の1。構造は木造平家建てです。面積、建物が288平米、敷地が1,087平方メートル。設置年月日は昭和30年の5月で、経年は63年でございます。定員は45名、2号が33人、3号が12人。12月1日現在の在園児数は35名となっております。以上で報告を終わります。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 報告については理解いたしました。しっかり保護者さんの御意見を聞いて対応されたということで、そのあたりに関しまして評価させていただきたいと思います。

質問になるんですが、こちら、報告資料の裏側のところ、参考として書いておられるんですけど、11月30日時点での31年度の希望園児数が5名ということなんですが、こちらの5名の方の年齢の内訳はわかりますでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 5名のうち4名は、来年度年長になられるお子さんです。1名は年中のお子さんです。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど報告でもあったとおり、今後の対応として、安全面はしっかり気をつけられると思いますので、このところは、保護者さんとの連絡はもちろんのことですと書いてあるんですけど、自然災害等には十分に留意していただきたいと考えます。また、来年4月からは5名と、非常に寂しい園となると考えますので、そのところの保育内容も、他園と比べまして差異が少ないように対応していただけたらと考えます。

また、ちょっとこちらの件に関しましては、いろいろと前の御報告のときにもお話を伺っております、10月3日ですとか25日のときの保護者さんの説明のときの意向調査のところも伺ってはいるんですが、こちらが非常に今回の保育園の統廃合の時期とちょうど重なったといいますか、同じような時期にお話があって、保護者さんのほうでも混乱したという話を議場でもお話もしましたが、そういったところありますので、引き続きそ

こは保護者さん第一義ですので、しっかりと、混乱がないように、何ていうんですかね、保育園のほうからとか市役所のほうからもきちんと説明はされてると思うんですけど、同じ時期に違ったものが同時に出てくると、絶対混乱してしまうと思いますので、そこは丁寧に説明していただけたらと考えますので、よろしくをお願いします。

○西川委員長 要望でよろしい。

○奥岩委員 要望です。

○西川委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 先ほどの質問に近いんですが、31年度の在園の希望は5名であると。それ以外の園だということを書いてありますけど、5名の園児で1年間経営っていう、これは普通の状態かどうかということを確認させていただきたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 これまで公立保育所の運営の中で、この5名という人数で運営したことはございませんけれども、これは31年度末閉園までの経過的な措置ということでさせていただきたいと思います。

そして、先ほどの奥岩議員からのお話もありましたけれども、ほかの園に比べて集団の大きさがすごく小さくなります。少人数での保育ですので、これはやはりほかの保育所との共同保育ですとか、なるべくそういったことも心がけてさせていただくようにしていきたいと思っております。

○西川委員長 尾沢委員。

○尾沢委員 そこんところ十分考慮されるべき事案だと思いますね。本当に5人で園を運営していくという。どこかの園と統合しながら、そこを利用はするよっていうことかもしれない、よくわかりません。十分御検討いただかないと、子どもたちにとっても、またその設備、そこで働く人たちにとっても大変な1年間になるというふうな気がいたします。これは要望しておきます。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 まず、災害があつて休園したときのところ、休園したところで報告がなかったということで、本来、災害があつても開所すべき施設であるというふうに書いてございますが、やっぱり私のほうはあり得ないことだと思いますので、その報告がなかったことに対して、これからはきちっと委員会に対して報告されるべきだと思いますので、それはお願いしておきます。

先ほど尾沢委員からもございましたが、園児が5名ということで、なかなか保護者の方も、今は5名ということで31年度運営されるということは御存じなんですかね、園児が5名で運営されるっていうことを保護者は、皆さん御存じなんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 保護者の方にはお知らせしております。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 保育園なので、お休みすることもあれば、2人だとか3人だとか、どういうふうな保育士の配置基準になるのかなとか、年長と年中と同じ部屋で過ごすのかしらとか、いろいろ考えるんですけど、その辺のことはもう考えてらっしゃるんですか、保育士の配置だとか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 5名という人数ですので、同じ部屋でやはり、年齢的にも、年長と年中さんということで同じ部屋で保育ということになるかと思います。ただ、基準上の保育士をきちっと配置はさせていただきたいと思っております。

○西川委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 途中段階でも、保護者の方もとっても不安になられると思うんですね。なので、やっぱりきめ細やかな対応されて1年間過ごしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上で終わります。

○西川委員長 ほかはありませんね。

(「先ほどの答え」という声)

済みません、長尾子育て支援課長補佐。

○長尾子育て支援課長補佐 済みません、1つ訂正をさせていただきたいと思います。在園児5名のうち、年長が4名で、2歳児に上がる子が1名です。年中を1名と御報告させてもらいましたけど。

(「全然違う」と尾沢委員)

2歳児が1名です。済みません、訂正させていただきます。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 5名のことなのですが、これは資料の表のほうで、すみれ保育園での卒園を切に希望する方が5名おられたという意味だと思うんですけど、希望する理由は何なんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 主な理由といいますと、やはり就将小学校に上がられる方というのが多かったように思います。学校との関係、近いところ、御自宅がもちろん保育所から近いという方もおられますし、お勤めの都合でやはりすみれの場所がいいっておっしゃる方もいらっしゃいました。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 自宅が近いという理由は理解できるのですが、小学校、例えばほかの保育園に行っても、小学校は学区だから変わらないですよ。

(「隣だけんだがん、小学校、隣」と尾沢委員)

(「目の前だもん」という声)

ただ、それは何で関連するのかという、隣の幼稚園がいいという、保育園か。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 やはり小学校との交流とかも日ごろからしておられますし、そういうところもありまして、保護者の方が希望されているということです。

○西川委員長 よろしいですね。

戸田委員。

○戸田委員 私、情報が錯綜しと思うんですよ。私は、2歳児がおられるっていうこと聞いてません。私が聞いたのは、年長者ばかりだと聞いた。だから、私が言いたいのは、副市長さん、市が安全対策を基本とするのであれば、30年の3月31日をもって閉園したいという考え方を示したと。しかしながら、住民の方々が、保護者の方々から、就将小

学校に就学をしたいので、切に卒園させてごせという要望があって、そのように対処させていただいたと。先般、今、陳情もあったんですけど、そういう基本的理念が変わってきておるから情報も錯綜しとるけん、なかなか住民の方々に理解を得られないという様態になっておると私は思っとるんですよ。私自身もそうなんです。5名の方が全部年長者って私、伺ったんです。ああ、そりゃ仕方がないだろうな、そのかわり、安全対策を十分に講じないといけん、それと、避難も、年長者だったら保育さんと迅速に避難ができるであろうという予測の中で、私も、ああ、そりゃやむを得んな。しかしながら、2歳児だったら、本当に安全対策できるんですか。そこが、根幹が全く変わってきますよ。だから、当局は、年長者が安全に迅速に避難できるので、年長者に絞った、受け付けてきた。そういう様態ではなかったんですか。私はそういうふうに説明を受けましたよ。そこを十分に押さえていただかないと、どうですか、その辺のところは。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 情報が錯綜して伝わっていたことについてはおわびを申し上げたいと思います。

言いわけになりますが、当初の閉園を決めた際には、災害ということでありますので、できるだけ早いほうがいいだろうということで、担当部局のほうもそのように動いて、そういう方向で保護者会で説明申し上げたというのは、これは事実です。その中で、今、最終的に残っておられる方5名なんですけど、もう少し多い方から存続の御希望があって、それならということに残す判断をしたということ。

これ主な理由は、今、戸田委員がおっしゃったとおりでありまして、立地的な問題もございましょう、小学校に隣接するということ。あと1年、なれたところで就園したいと、そしてそのお子さんの多くが隣の小学校に行かれると、こういった心情的な問題が中心で、私、正直に申しますと、個別の案件も全て知ってるわけじゃありませんけど、担当部局から報告を受けておりまして、その中心はやはり5歳児、年長さんが、あと1年なんで、あと1年、なれたところで就園したいという御希望が中心であったというふうに聞いております。ただ、実際、最終調整してみたところが、これは素直な話でありまして、最終的に残られたのが5名ということでありまして、はてなというのが正直なところでありまして。

その中には1人、これ御兄弟だったと思いますが、そういったような状況があったということで、これ情報が錯綜した言いわけにはならないとは思いますが、ありていに申し上げますと、そういうことでありまして、そういった状況の中でどう来年度、園を運営していくのかというのは一つ課題だろうというふうに思っております。そういった状況を我々も踏まえて、今後、来年どうするのかということはよくよく考えながら、丁寧な対応を続けてまいりたいと、このように思っております。申しわけございませんでした。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後に、やはり情報が錯綜するっていう形はよくないですよ。きちっとした情報提供をされて、説明をされて、私、最後に言おうかと思ったんですけど、やっぱり閉会中の委員会にきちっともつと出しなすべきですわ。後からいろんなもんが出てくるんですけど、議会に対して情報が少ない。だから、こういうふうな、私たちも市民からいろんな当局の考え方、いろんな考え方、私たちも受けます。情報がないもんですけん、説明のしようがない。何で私は、閉会中の委員会に出されないんですかね。手話言語条例やち

も後から言いますけど。何でこんなパブリックコメントの結果やちも何ぼでも11月の委員会に出されるんじゃないですか。

部長さん、どうですか、その辺は。

○西川委員長 齊下福祉保健部長。

○齊下福祉保健部長 閉会中の委員会に御提示する案件につきましては、部内でも、この時期が適切かどうか、今出せるかどうかというふうなことを今まで検討しながら考えてきたところでございます。ただ、今、御提案いただきましたとおり、本当に積極的にこれから委員会のほう検討していきたい、みんなで考えていきたいと思っております。

○戸田委員 終わります。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 済みません、一言だけ。非常に危険な地域に保育園が、限られて存続するという事なんですけども、5人いらっしゃるということで、これが前例にならないようにしていただきたいなと思います。やっぱり当初決めたことをきちっと説明できる、丁寧に説明するということが必要であって、心情もたくさんあると思いますけども、これが大雨降って、もう同じようなこと起きた場合、これが正しかったかどうかで後で問われることになると思うんですよね。結果だと思ってしまうんですけども、いずれにしても人命にかかわることで、どうだったのかなって、正直、これを変更してよかったのかどうかというのもよくわかりませんが、やはりきちっと最初から理論づけて丁寧な説明をして、なおかつ一枚岩でいかなきゃいけないっていうことは、毎回思うんですけども、お願いしたいなと思っております。意見でございます。

○西川委員長 ほか、よろしいですね。

土光委員。

○土光委員 今の副市長の答弁で確認したいんですけど、この2歳児の方というのは、残りの4名の方の兄弟だということ、それで間違いはないですね。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 済みません、副市長のほうに報告しておりませんでした。5名というのは、最初、当初は5名、年長児さんが継続で31年度残られるというのは確かでございます。そのうちお一人が継続をやめられて転園されて、そのかわりというわけではないんですけども、在園の2歳児さんがどうしても、おうちを転居される関係で、夏まで入れてほしいっておっしゃる方がありまして、そういった方があったということで、済みません、人数は変わらないんですけども、年齢構成がちょっと変わっております。そのような形で保護者さんのお気持ちもなかなか定まらないところもありまして、対応はその都度させていただいてるんですが、ちょっと報告のほうが悪くございまして申しわけございませんでした。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 いや、だから、その2歳児の方は、残りの4名の兄弟関係ではないということですか。もしそうだったらそれはやむを得ないと思って、そうではない、ほかの理由だということですね。わかりました。

○西川委員長 じゃあ、よろしいですね。

〔「はい」と声あり〕



**○西川委員長** 次に、米子市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの結果について、当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 続きまして、米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂についてのパブリックコメント実施結果について御報告いたします。資料2をごらんください。

まず、パブリックコメントの趣旨でございます。米子市では、平成27年3月に幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を目的としまして、米子市子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、さまざまな取り組みを進めてまいりました。本年4月より、こども総合相談窓口の設置や5歳児健診の開始などにより、子育て世代包括支援体制を本格的に整備しましたこと、公立保育所のあり方を整理し、公立保育所統合建てかえに係る構想についての米子市としての方向性を改めて明らかにしたことなどを市民の皆様に対してわかりやすく明示することを目的に、当該計画の見直しを行い、パブリックコメントを実施いたしました。

2の実施結果でございますが、募集期間を平成30年9月5日水曜日から10月31日水曜日までといたしまして、公表場所は市のホームページ、子育て支援課、地域生活課、公立保育所、こども相談課、各公民館としておりました。提出いただいた人数は38人。提出件数は270件ございました。

主な御意見の概要でございます。今回の見直しを行いました第3章計画の基本的な考え方のうち、1、基本理念につきましては特に御意見はございませんでした。また、2、基本的な考え方、3、重点目標、4、重点目標に対する取り組みについては、賛成という御意見を1件いただいております。なお、5の重点目標の達成に向けた公立保育所の方向性についての主な御意見ですが、以下のとおりとなっております。

1、主な御意見と本市の考え方について御説明いたします。

（「最後のまとめ・・・」と戸田委員）

では、これは見ていただいて、ずっとめくらせていただきまして、5ページ目の3、パブリックコメントを受けての今後の進め方でございます。

子ども・子育て支援事業計画の見直しに当たりまして、公立保育所統合建てかえに係る構想について多くの御意見をいただきました。この構想につきましては、老朽化状況等を考慮しまして、総合的に検討して、かつ保育需要、民間事業者の動向、整備の緊急性等を勘案した上で、随時柔軟な見直しを行いながら進めていくこととしております。このたび、すみれ保育園閉園に係る構想の見直し、これを、すみれ保育園の削除を行ったところもその対応の一つでございます。

統合建てかえ構想の具体化につきましては、引き続き子ども・子育て会議及び議会のほうで議論していただくとともに、今後も保護者、市民、地域等へ丁寧に説明を行いまして取り組むこととさせていただきます。パブリックコメントによりいただいた御意見を参考にしまして、今後統合する園の建てかえの順、建設等の具体的なスケジュールをお示ししまして、実施してまいりたいと思っております。

引き続き本市の子ども・子育て支援施策については、子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、常に見える化しながら事業を実施していきたいと考えております。以上です。

**○西川委員長** 当局の説明終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** 済みません、この結果というか、意見と、本市の考え方のまとめてあるのは、ホームページにこれが載る予定の分なんですか。

**○湯澤子育て支援課長** これは資料としてまとめさせていただいておりますけれども、これを基本に、ちょっと説明のほうを、概要をこの資料のほうでは載せていただいておりますので、少し説明は丁寧になるところもございますけれども、趣旨としては、この内容で掲載させていただこうと思っております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** じゃあ、基本的にはこれ、こういう格好で載るといことなんですからけれども、提出件数が270件だということで、この主な意見というのは、11番目は賛否なんですからけれども、10件にまとめてあるということだと思っておりますけれども、そうすると、同様な意見が多分、かなり重なった意見があったということだと思っておりますので、それが、同様な意見がこれ何件あったのかを書いてもらわないと、何がどのかがこれだと全然わからないですし、そこら辺は載せるんでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 御意見につきましては、お1人でたくさんの意見を書いていただいている方もいらっしゃいますので、全てそのまま掲載させていただこうと思っております、御意見自体は。考え方のほうは、ちょっとこのように今はまとめさせていただいておりますけれども、御意見はホームページ上に全て掲載させていただこうと思っております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** 意見のほうは全部載せるという形、わかりました。

それじゃあ、同じ、同様な意見だったら、まとめて載せられて、その考え方をということですか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 御意見のほうが多岐にわたってお1人の方が書いておられる場合がありますので、それを切り分けることがなかなか難しい部分がございます。ですので、お1人お1人の御意見をそのまま掲載させていただく形になろうかと思っております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** わかりました。載せ方はわかったんですけども、今まとめられたので、1の部分は、例えば同様の意見が何件かあったとかっていうもの、できればこれに資料として見せていただけたらなと。そうしないと、私たちも市民の意向というか、そういうのが全然、これだけだとわからないので、そういう資料が欲しいというところです。1個ぐらいの意見だったらあれですけども、同様の意見が多い場合というのは、本当にこの考え方、これだけじゃ多分とても市民の皆さんが納得できるとは思えないので、つけ加えていただきたいのと、最後の11の賛否についてですけども、これ賛否があるのは当然だと思うので、件数を載せていただけないと、これも、これだけじゃ全くどういう感じなのかがつかめないというのがあります、それもお願いしたいと思っております。

それと、最終的に載せられる本市の考え方のところで、例えば1の地域とのつながり、活性化についてなんですけども、考え方のところで、人口減少や地域活性化については、

保育所の有無だけの問題ではないと考えるということは、一応、保育所の有無も要素としてはあるということだと思えますよね。さらに、この意見が、もし結構、人口減少が進むんじゃないかっていう不安があるっていうことは、そういう人は保育園がなくなったら、そこに住むかどうかやっぱり考えるっていうことがある程度いる、そういう人がいるっていうことはもう間違いないということだと思えます、こういう意見が出てるっていうことは、そういう有無だけの問題ではないと考えるだけではなくて、保育園がなくなる地域は、例えばこういう子育て世代に対する支援をすとか施策をすとか、そういうふうなことを載せない、全く不安の解消にはならないと思えますよね、本市の考え方でこれだけっていうことになる。不安を解消させる何かをやっぱりつけ加えないと、とてもこれだけじゃ市民に説明するということにはならないんじゃないかと思えます。

それと、2の、小規模保育所のほうが園児への目が届きやすいっていうのも、これいろんな説明会でも出てきてる意見、私もいろんな説明会行かせてもらってるので。考え方として配置基準のことを言われるんですけども、これっていうのは、ちっちゃい園だと、全ての保育士さんが全ての園児さんがある程度把握できる、だから、どの保育士さんに相談してもある程度答えてもらえる、何か急に担当の保育士さん以外にも話ししても対応してもらえるっていうことだと思えますよ。ですので、配置基準のことで答えられると、全く、出された人の意見とは違う論点になってしまうので、ちょっとそういう意味での回答をこれはされたほうがいいと思えます。

それと、6のところなんですけども、保育の質、保育士の処遇のところ、真ん中の丸ぼちの後半のところなんですけども、ほかは給与を含め労働環境が悪くっていうのが書いてあるんですけども、これに対しての本市の考え方が載ってないんですよね。これについてはどう考えるのかっていうのも書いていただかないと、不安の解消というか、意見に答えたことにはならないような感じがします、この辺はお願いしたいと思えます。これらいろいろあるんですけども、全体的にもうやはりちゃんと直接に答えてほしいというのがあります。

ちなみにちょっと1点確認なんですけども、さっきの6の、ほかのところの給料、例えば福祉会の給料っていうのは安いんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 済みません、今ちょっと福祉会のほうの給料については、財団です。

○西川委員長 又野委員、そういうことですので、今ない。

○又野委員 わかりました、また。

(「資料出してもらいますか」と土光委員)

○西川委員長 会社が違うでしょう。

(「だからわからないといことでは通用しないじゃないですか」と土光委員)

湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 ほかの団体さんの給料が高いとか低いという部分につきましては、ちょっとここではお答えをできないと考えております。

(「ここではですか、どこでできるんですか」と又野委員)

お答えできないと考えております。

○又野委員 じゃあ、正確に幾らとかじゃなくても、例えばこういう考えに対して、答えは出せるのですか、ほかのところの給料。ある程度は、でも、御存じのはずですよ。じゃないと、いろんな計画も立てれないような気がするんですけども。

（「委員長、いいですか」と前原委員）

○西川委員長 この件についてですか。

○前原委員 はい。済みません、パブリックコメントについての実施についての報告を受けて、細かい内容まで詰めちゃうと、これちょっと報告が終わらなくなっちゃうんで、そこは控えていただきたいなと思いますけど。

（「必要なことでしょう。」と土光委員）

○前原委員 私はそう思います。

（「私もそう思います。パブコメに対して。」と尾沢委員）

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 このパブリックコメントを出されたってということは、これについてもどうかということだと思うので、この考え方だと答えたことにならないんじゃないかっていうところからの質問なので、私は問題ないと思ってたんですけども。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 でしたら、提案型でお願いしたいなと思います。質問じゃなくて、こういうふうにされたほうがいいんじゃないですかという形で、提案型で自分の考えを言われたほうがいいと思います。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 わかれば教えてくださいということだったので、どうかと思ってだけのことなので。

○西川委員長 大体最初のほうはほとんど要望ばかりであって。

○又野委員 ただ、例えばこれはどうですかというところだったので。

○西川委員長 よその賃金については、ここの場ではちょっとなじまないと思います。

又野委員。

○又野委員 保育士の給料、高いか安いかっていうの非常に重要な問題だとは、先ほども陳情とかでもありましたけども、ある程度は当然把握しておられるとは思いますが、何かしらのコメントは出せると思います。以上です。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 今後の進め方に関して、最後に3番にまとめてますけど、これ見ると、中ほど、今後どうするかということで、「引き続き」という、下から6行目、子ども・子育て会議及び議会では議論する、それから、保護者、市民、地域等へ丁寧に説明を行うという、これ要は、議論するのは子ども・子育て会議とか議会、いろいろ意見聞いて直すべきところは直す、そういうふうにできるようになっとるんですけど、保護者、市民、地域では説明をするだけだという考え方でいいですね。これがもうちょっと具体的にあらわれてるのが、11番の賛否についての米子市の回答で、1行目の最後で、御理解いただけるよう説明、意見交換、つまり統合建てかえ構想、市民にはもう理解してもらうために説明する。だから、説得会を丁寧にするという理解して、私は、市の方針のスタンスがそういうふうにしかなれないんです。やはりこれはもうちょっと市民からも意見聞いて、説明するときも、単に

こういう形でやりますよと説明、わかってもらうための説明ではなくて、それに対して意見を出してくださいと、変更すべきところはしますという前提で市民にも、私は向き合うべきだと思うのですけど、いかがでしょうか。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、土光議員からの御質問でございますが、基本的には、大きな市の方針を議会でも議論させていただきながら決めて、それを御理解というのが基本的なスタンス。ただし、それはあらゆる意見を聞かないという意味ではなくて、そういった大方針の上に立ったとしても、考え直すべきような御提案なり御指摘があれば、それは考えていくということが基本的になると思っています。

多くの、今回御意見をいただいております、270件という件数をどうやって出したのかっていう話もあるんですけども、先ほど又野議員からもありました、件数を出すことに意味があるのかどうかっていうこともよくよく御議論いただきたいと。特にこういった統廃合の案件というのは、どうしてもそれは、あるのとないのとどっちがいいかと言われるれば、引き続きあるのがいいのに決まってるわけでありまして、ただ、そういった中で、今後の少子化の状況でありますとか、それに係るコストとパフォーマンスの関係とか、あるいは子どもたちの保育をめぐる多様なニーズに対応するためには一定の規模があったほうがいい、あるいは保育士の働き方改革という観点からも、それが望ましいんじゃないかといったような観点、さまざまあるわけでありまして、そういったことを御説明はしておりますが、ただ、なくなるというのはやっぱり地元にとって大きな影響がございますので、御批判や反対もあると。こういったところで福祉保健部が地元に向かい合ってるわけでありまして、引き続き丁寧な説明はさせていただきたいと思っておりますし、必ずこれしか考えないという姿勢で臨むことは考えておりませんが、やはり市の大きな方針というものはしっかり持ちながら地元説明に当たってまいりたいと、これが今、我々の考え方でございます。以上です。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** 市の大きな方針という中で、少なくとも議会はこの方針で、これでいいというふうに議会として賛同というか、それはまだない段階だと私は思っていますので、議会の中でもこれに関して議論して、修正すべき点は修正するというふうに私はしたほうがいいと思うんです。議論の中で、当然市民も交えるべきではないかと。ただ、実際市民を交えるというときに、じゃあ具体的にどうすんだいうことで、説明会をどこまですればいいかと、そういうのは非常に難しさはあると思います。

そこで1つ提案なんですけど、私、パブコメに関していつも思っているんですけど、これ文書で意見出して、文書で回答出してポンと答え見て、この問いを出した人がこの回答見て、回答を見て納得できない部分、抜けてるとか、そういうふうに思う人はいっぱいいると思うんです。それで終わってはだめだということで、だから、提案というのは、いろいろこれから説明会すると思っておりますけど、例えばパブコメを出した人向けに説明会をするというのはいかがでしょうか。これ出した人はわかっているはずだから、そういう人にはちゃんと案内する。もちろんそれ以外の人も来てオケー、そういう人に、今、文書でとりあえずこういう回答したけど、回答をもうちょっと丁寧に説明したい、意見も聞きたい、そういった説明会をすると、非常に私は意味のある議論ができる説明会になるんじゃない

かと思えます。そうすると、パブコメをやって、そういうことを、文書の回答で済ませなくて、実際に直接いろいろまた意見交換をやるというふうな、そういうパブコメだったら、ほかのパブコメだって、じゃあ意見をいろいろ出そうかというのはなるような気がして、これはパブコメ一般論ですけど、それに関して、実際いっぱい意見を出していただいたので、この回答文書で、これで終わりではなくて、実際この人たちと直接対話ができる、そういう説明会もあってもいいと思うんですけど。これは実現可能だと思うんですけど、いかがですか。

**○西川委員長** 景山こども未来局長。

**○景山こども未来局長** 今、委員さんおっしゃいましたような対応の形というのも大切な要素の一つであるとは思いますが、それが直接の、その方々を来ていただいての説明会であるのかどうかというのはまた方法として考えてみたいと思いますが、いずれにしても、パブコメ1回お聞きして終わりではなくて、御意見は随時いただけるような態勢というのはとってまいりたいと思います。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私は土光さんと意見がちょっと違うんですけど、私の意見を述べさせていただきます。今の9月の市民福祉委員会である程度個別構想を出された。ある程度大方針が私は示されたのかなというふうに私自身は理解しております。それに当たって、どういうふうに今後この計画を進めていくかというのが大きな問題であるというふうに私は認識しております。それに当たっては、やっぱり議会にもきちっと説明せないけませんし、それには、やはり説明する資料とすれば、基本計画、それといわゆる施設の統廃合の整備計画、これは策定されなければ、今後進んでいこうというふうに私は推測しておるんですが、そのスケジュール感をいつごろに想定されておるのか、これまず1点、聞いておきたい。

もう1つが、これ副市長さんに答えていただきたいんです。こういう大きな大事業ですので、やっぱりPT、プロジェクトチームか何かを発足していかないと、今後、大方の説明の中では用地の選定も出てくるでしょうし、大きな問題を抱えてくるようになります。そうすれば、福祉保健部だけでは到底なかなかこれは対応できない事務であろうと私は推測するんですが、その2点を、副市長、ちょっと伺っておきます。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、スケジュールというところではありますが、これは構想のときにもお話ししたとおりであります。構想という形で最終的に5園に集約したいというようなことではあります。大きな構想でもありまして、今、鋭意、地元にも入り、あるいは、先ほど土光委員の御質問にもつながるかもしれませんが、御希望があるところについては2度3度やらせていただくという対応をさせていただいております。さまざまな思いとか環境の違い、あるいは今の実情の違いというのがありまして、各地域での議論というのは相当温度差があるということが現状であります。それから、施設の老朽化という状況がある、これは確実に進んでいるという状況であります。そのようなことで、大方針の構想の中にも、できますればということではあります。33年から1園ずつぐらい改修していきたいというふうなことを考えています。したがって、最初の園の設計等については、できますれば31年度当初予算あたりで向かわせていただきたいということを今、頭の中には描いておりますが、それが実際どこの地域で確実にできるのかということは、今時点まだはっ

きり申し上げる段階にないと。全て5園、きちっと順番とか、あるいは実施年度を決めてというようなことが現実でなかなか難しいだろうなと思っておりますが、まずやはり新しい環境の園を、そして、一つの大きなテーマであります在宅も含めた子育て支援の展開の姿というのを早くつくる必要があると、このように思っております、まず1個目は、何とか31年にということは目指したいと、このように考えているということが1つであります。

それから、2点目はプロジェクトチームの話であります、正式にプロジェクトチームというものを立ち上げておりませんが、私少し、先ほど錯綜した自身の答弁もいたしました、実際にはもうそれに近い体制をとっております、私も深くかかわっておりますし、かつ関係部局、今御指摘あったとおり、総務管財ですとか、あるいは建築、営繕課あたりも巻き込んで作業してるというのが実態であります。引き続き全庁挙げてこの大きな事業に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

**○西川委員長** 進みますよ、いいですか。

土光委員。

**○土光委員** このやりとりで、細かく一つ一つはお聞きしませんけども、ちょっと2つについて、米子市の考え方、読んでから聞きたいと思います。

(「パブコメはいい・・・」と戸田委員)

パブコメです。1つ聞きたいことは、例えば1番のやりとり、地域とのつながりの部分で、米子市は、地域活性化は保育所の有無ではない。だから、基本的に、今までの話を聞いた範囲でも、保育所というのは地域、実際、近くの人だけが来るのではなくて、広い範囲から来ていると。だから、必ずしも今、昔のイメージというか、地域でという面は薄れているという、そういう意味の文章だと思うし、そういう説明を聞いたと思います。

そういうふうに保育所を認識しているというふうに考えて、5番のやりとりを見ると、ここでは、保育所の役割で、地域における拠点となると書いているんですね。つまりは、やっぱり保育所の位置づけとか、5番では地域の拠点としますというか、ところが、保育所を一般的にはもう地域のという、そういうのは薄れているということも一方では言われるんですけど、この辺のこの考え方が理解、よくわからないんですけど。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 1番と5番での地域という言葉の使い方ということだと思うんですけども、ちょっと同じ言葉を使っていてもわかりづらいことになっておりますけれど、1のほうは地域、小さな、保育所の周りを囲む、例えば自治会であったりとか、そういう単位のことをちょっとイメージしたものでありますし、5番のほうは、地域広域でこのたびの統合ということで、拠点となるものを今つくろうとしている。その広い意味での地域というイメージでここは書かせていただいております。

**○西川委員長** 細かくずっと説明するの。

**○土光委員** いや、しません。細かくはしません、2つだけ言ったでしょう。

**○西川委員長** ほんなら、最後であれしてくださいよ、まとめて、きちんと。

**○土光委員** 今の説明わかりました。

もう1つ聞きたいことは、2番のやりとりの関係なんですけど、この計画の一番ポイントの一つは、例えば今の統合化して、120から150かな。要は保育所の最適規模がい

ろんな人によって違うので、そこで賛否が分かれるというか、というふうに思うんですよ。もうちょっと小さければ、又野委員が言われたように、単なる子どもと保育士の割合だけではなくて、規模がある程度小さければ、保育士が一人一人の子どもが全部つかめると。ところが、大きくなると、こういった面は薄れるのではないか、いろんな議論がある。ここで担当課の当局の考え方として、園の運営上の最適規模を検討したら120から150がよかったというふうに書いてるんですけど、これ何をどう検討して、この結果が出たというのが知りたいんです。これは別に今、資料でこういった検討をしたという資料の形でもいいですけど、この辺が、それこそ、この辺、丁寧に説明して、これが合理性のあるものなら、規模に関してはある程度合意ができるのではないかと思うので、この辺のところを知りたいので、答弁または後ほど資料という形でもいいですけど、説明を求めたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 ここで最適規模と表現しておりますのは、これはあくまでも運営上ということでございます。保育所の運営で公定価格というのが決まっております、運営費というものでございますけれども、これは人数によってその金額が変わってまいります。これを数十人ぐらいのところから120、150とそれぞれ計算してまいったときに、配置基準のほかに保育士の配置が柔軟にできるラインというのが120から150規模の場合ということです。

○西川委員長 まだどんな質問がある。

○土光委員 質問はいいです、終わりますから。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 今の考え方はわかりました。これって、財政的とか、そういった効率的な、そういう意味合いも考慮してと聞こえたんですけど、やはりこの辺はなかなかそういう説明では、もっと規模が小さいほうがいいんじゃないかと思ってる人は、そういった説明だけでは納得なかなかできないんじゃないかと私は思います、意見です。

○西川委員長 よろしいですね。

次に、平成30年10月1日現在の保育所待機児童数について、当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 資料3をごらんください。平成30年10月1日現在の保育所入所待機児童数について、子育て支援課から報告いたします。

平成30年10月1日現在の本市保育所入所待機児童数は49人でございました。内訳は、全てゼロ歳児でございます。

平成30年度は、10月までに入所定員枠を、小規模保育事業所で19人、認可保育所等で40人、認定こども園で189人、合計248人拡大をいたしました。10月1日時点で待機児童の解消には至っておりません。既存施設の施設整備及び新制度移行に伴う新規施設の増加によりまして利用定員は増加しているものの、保育士不足によりまして各事業所の受け入れ児童数が減少しており、その結果、入所児童数は減少したものと考えております。そのため、待機児童が昨年度の45名から49名へ増加したと考えております。

裏に参りまして、待機児童調査の基準日における入所児童数をごらんください。保育所入所状況について、10月1日時点での受け入れ状況でございますが、平成28年が39



1人、平成29年が430人、平成30年は386人で、前年に比べ44人減っております。

次に、2次申し込み期間中、10月1日までの入所申込書受け付け件数でございますけれども、随時の申し込み状況につきましては、10月までの申込件数でございますが、平成28年度が374人、平成29年度が379人、平成30年度が405人で、前年に比べ26人ふえております。ゼロから2歳につきましては、平成30年度は前年度の228人から14人ふえており、1歳は平成30年度が56人で、前年度の64人から8人減っております。2歳は平成30年度が49人で、前年度46人から3人ふえており、全体的にはまだ増加傾向でございます。

また、今後、待機児童対策として需給計画に基づく施設整備を検討するほか、保育士不足解消のための施策に取り組んでまいりたいと考えております。その一つとしまして、12月13日に開催しました米子市子ども・子育て会議におきまして、家庭的保育事業等における保育士の配置基準に係る弾力化運用の必要性について議論を行いました。その結果、保育士不足を解消していくため、弾力化の運用について、当面の間、必要であろうという結論に至りまして、本市の設備及び運営に関する基準を定める条例についての改正を今検討しております。以上です。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

皆さん方の質疑、御意見。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** じゃあ、続いて、米子市手話言語条例（素案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）の実施について、当局の説明を求めます。

仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** では、米子市手話言語条例案及びパブリックコメントの実施について御報告させていただきます。障がい者支援課です。委員会資料4をごらんください。

9月の本委員会において、手話言語条例制定の取り組みの開始について御報告をいたしましたところでございます。当事者の方、支援者の方に参加していただきました研究会を8月、10月、11月の3回実施いたしました。このたび、研究会としての条例の素案がまとまりましたので、今月3日から市民意見公募の手続を始めさせていただいたところです。

条例案の概要につきましては、資料の1でお示ししております。手話が言語であるとの認識に基づきまして、全ての市民が手話言語に対する理解を深め、ともに支え合う地域社会の実現を目指すことが条例制定の目的であります。共生社会の実現に向けて、市として取り組むべき施策を定めるとともに、聴覚に障がいがある方にとっても暮らしやすい社会、働きやすい社会にするために、市民の方、事業者の方にもそれぞれの環境整備に努めていただくように、役割についても規定しております。また、条例制定後に具体的な施策を決定する際にも、当事者や支援者の方の御意見を伺い、施策についての検証、見直しを適宜行うこととしております。

この素案に対するパブリックコメントの募集期間は、12月3日から来年の1月15日までとしておりまして、ホームページに掲載するほか、障がい者支援課、淀江支所の地域生活課、ふれあいの里、市内各公民館に閲覧資料を設置して実施しております。また、広報よなご1月号にも掲載をする予定にしております。御意見は、郵送、電

子メール、ファクシミリで提出していただくこととしております。寄せられた御意見を集約して、条例案の修正等の要否を検討して、御意見に対する考え方をまとめて後日公表することとしております。

11月の研究会で今回の素案がまとまりましたが、会議が11月の7日にございまして、そこから会議の整理ですとか庁内の合意をとるという期間に多少日数がかかりましたもので、11月の閉会中の本委員会に御報告することができなかったということにつきまして、ちょっと日程の設定が余りよくなかったなということでおわび申し上げます。今後とも、そういったところも含めて、きちんと御報告ができるように努めてまいりたいと思います。以上です。

**○西川委員長** 説明は終わりました。

皆さん方の質疑、御意見。

戸田委員。

**○戸田委員** この手話言語条例の素案見たんですけど、平成25年には全国で初めて鳥取県が条例を定めたということなんですが、県の手話条例、私、見たんですけど、本市は、どうしてもこの言語条例をしなくちゃいけないという本市の基本的理念は何ですか。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 県の手話言語条例、25年にできましてから、市としても、県条例があるということで特別に条例を制定するという考えはなかったところですが、実際に聴覚障がいのある方のお話とか生活ぶりをお聞かせいただく中で、確かに手話言語という言葉、手話という言葉、使用を禁じられたというかつての古い歴史がありまして、そこをきちんと手話を言語として認めてほしいというお気持ちが強いということ。それで、なおかつ県レベルではなくて、市として具体的な施策に取り組むものもたくさんあるということ。市としても必要性があるということで条例の制定に向かうこととしたということ。ちょっと説明が、ごめんなさい。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私、言語条例の今のところに、本市においても手話言語の理解と広がりをもってずっと書いてあるんで、私もこれはすごく賛同しておるんです。その中で、今おっしゃったように、第5条のどこ見ると、いわゆる施策の推進方針をこれからつくっていくんだということなんですが、これはいつつくられるんですか。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 具体的な施策の方針は、条例制定後、来年度に施策推進委員会、協議会とか、そういった会合を開いて皆さんの御意見を聞きながら固めていきたいと思っております。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、私は正直言って期待してましたし、市長が記者会見までやったものですから、やはりそういう市長の強い思いもあるんだろうという受けとめ方をしとったんですが、本当はここに施策方針をつけられて、平成31年度の当初予算編成の中に、やはりこういう手話言語条例に基づいたいわゆる施策もある程度挿入をしたと、具現化を図ったということであれば、私はすごく期待しとったんですが、それが無いものですから、ちょっと寂しいなど。

その辺のところは、副市長さん、どういうふうにご考えておられますか。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、戸田委員のほうから御指摘がありました。今、条例を検討中ということでもあります。あわせて、先ほど担当課長も申し上げましたが、条例制定化というのは、条例つくるのが目的でも何でもなく、手段でしかありませんので、問題は、その施策をいかに充実するかということでもあります。条例制定の話し合いというか、協議の中で、関係障がい者団体の方、あるいは障がい者の方からさまざまなお話をお聞きしております。これが大きな支援になってくるだろうと思っております。その中で、さまざま、特に災害時の情報伝達の話とか、急ぐ話も多分あるだろうと思っております。ただ一方で、すぐにぱっと答えが出ないこともたくさんありまして、その辺でいろいろ思いをめぐらせていることが今の状況であります。整理がつくものについては、条例化を待たずに、当然従来の施策枠の中で31年の当初予算にお願いするものもできるように今は頑張りたいなと思っております。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後ですけど、私も市民の方から、障がい者の方から、市条例を制定されるって記者会見やられたから、すごく期待感を持っておられるので、私もそういうふうにご同意する人間ですので、そういうふうにごスピーディーに対応していただければというふうにご要望しておきたいと思っております。終わります。

**○西川委員長** ほかはありますか。

ないようですので、福祉保健部からの報告を終わります。

市民福祉委員会を暫時休憩といたします。ここで執行部の入れかえをお願いします。

**午後4時15分 休憩**

**午後4時20分 再開**

**○西川委員長** 市民福祉委員会を再開いたします。

初めに、議案第85号、米子市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

宮松固定資産税課長。

**○宮松固定資産税課長** こちらの改正でございますが、現行の条例が、地域再生法に基づいて策定されているものでございます。この地域再生法は、自主自立自考の取り組みにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出、その他の地域の活性の再生を国が環境整備し、地域の取り組みを支援するために平成17年4月に制定されたものでございます。これ以降、7度の法改正により、支援の措置のメニューの拡充が図られているものでございます。

米子市におきましては、平成27年の法改正で、地方公共団体が作成し、内閣府が認定した地域再生計画に従って地域活力向上地域内に一定の施設を設置した事業者に対して、固定資産税の不均一課税を行った場合には、地方交付税による減収補填が制度化されたことに伴い、本市の活力の再生に係る事業活動の向上を図り経済の活性化を促すため、同年12月に不均一課税についての条例として制定しているものでございます。税率のほうは、通常は100分の1.5のところを、不均一課税で税率を100分の0.15としております。

ちなみに地域再生計画でございますが、県が単独か、あるいは県と市町村が共同して作

成することとされておりまして、鳥取県では、県と市町村と共同で地域の選定、申請等を行っているものでございます。現在までに対象となるものはありません。このたび、本年6月に地域再生法の改正が行われ、進み続ける産業人口の東京一極集中を是正し、地方移転の促進、地方での安定した良質な雇用の創出等、地方への新たな流れを促進するため、東京23区から地域活力向上地域内に本社機能等を移転した場合、課税免除を行うということが新たに加えられました。また、この場合においても、不均一課税と同様に、国からの減収補填が制度化されたところでございます。

これに伴いまして、本市におきましても、さらに税の優遇を充実することで事業者を呼び寄せる誘い水の一つとして地域経済の活性化等を推進したいと考え、地域再生法に基づく本市の地方活力向上地域内に東京都の特別区、これは東京23区のこととございます、からの移転により整備された特定業務施設用の固定資産税に対する固定資産税の課税免除を行うこととし、当該課税免除に関し、必要な事項を定めるほか、地域再生法の一部改正に伴う所定の整備を行おうとするものでございます。

条例についての主な改正内容でございますが、3点でございます。1点目は、現在、不均一課税の対応しかしておりませんが、これに課税免除を加えたいということで、条例の題名を改めることとございます。2点目でございますが、課税免除についての項を加え、認定事業者が計画認定を受けた日から2年を経過する日までの間に、本市の地方活力向上地域内において、東京都の特別区からの移転により特定業務施設を整備した場合の当該固定資産税については、新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して、3年度分に限り、固定資産税を課さないこととするということとございます。今ある不均一課税との差は、どこから、移転元がどこからかということとございます。東京23区から地方活性地域の中に事業者の方がやってこられた場合には課税免除ということとございます。先ほど、今説明しております特定業務施設でございますが、下のほうに括弧で説明しておりますが、本店または主たる事業所で、その他の地域における就業の機会の創出、または経済基盤の強化に資するものとして内閣府で定める次に掲げる業務施設というところで、事務所であって、次のいずれかの部門のために使用されるものとして調査、企画ですとか書いてございます。2点目が研究所、そして研修所でございます。

追加でお配りした、こちらのほうの表でございますが、これが、鳥取県地域再生計画対象地域図の抜粋でございます。これは11月9日に国の認定を受けているものでございまして、黄色い部分と赤い部分が示されておりまして、これが地域活力向上地域ということになります。ちょっとわかりにくいんですが、赤の下には黄色の部分がございます。黄色の部分に赤が塗り重なっている格好でございます。黄色と赤の部分に、東京23区から移転する場合は課税免除ということになりまして、赤の部分に、東京23区以外から移転された場合ですとか、その部分で整備が拡充された場合には不均一課税の対象になるということとございます。

3点目でございますが、改正前のほうが平成30年3月31日の認定期限となっていたものでございますので、これを2年延長とされたために、平成32年3月31日までに認定を受けたものとするということとすることで、延長をなされております。

ちなみに県内自治体の状況でございますが、鳥取県と鳥取市におきましては、9月議会にて上程され、可決をされております。倉吉市、境港市につきましては、米子市と同じで、

1 2月議会で上程されている状態でございます。説明は以上でございます。

○西川委員長 今後ちょっと説明は簡潔にお願いします。

当局の説明は終わりました。

これより質疑、御意見。

戸田委員。

○戸田委員 今説明を受けて、先に説明があったんですが、私も新旧対照表を見とったんですが、平成30年3月31日までに、2カ年延びるということですね。

(「はい」と声あり)

○戸田委員 それで、30年の3月31日までで何か実績があったんですか。

○西川委員長 宮松固定資産税課長。

○宮松固定資産税課長 実績はございません。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 一番大事なことで、条例を制定するはいいんですけど、先ほどの次長さんも触れなったように、呼び込み策ですね。だけん、こっちに来ていただいて本市にメリット、相乗効果があるので、こういう条例を整備していくんでしょけれども、ただつくった、後は知りませんということでは私はいけないなど。だから、そこに何か方策、手法、いろんなことを講じていかないけんと思うんですが、部長さん、その辺はどげに考えておられる。

○西川委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 今おっしゃいましたように、これは全国一律に行う制度でございますので、これ以外のメリットというものがないと企業が進出ということはございませんので、そこは事前的にやっていかないといけない部分かというふうに考えております。県内の実績としましては、江府町のサントリーとアシックスと、それから倉吉の昭和化学が、従来型の不均一課税を受けている部分も3社しかございません。そういった意味で、県外から呼び込むというのは相当なメリットを持たせてやらないといけないというふうに考えております。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけど、やっぱりその条例をつくったはええわ、いわゆる優遇措置を図りますよ、しかしながら、呼び込む、いわゆる宣伝、PR、どこの自治体も一緒だと。じゃあ、どこに、それ以上に何か上乘せをして誘致をしていくというようなことはなかなか難しいんだろうと思うんですけど、今議会でも企業誘致のことについては、市長とやりとりやったんですけど、やっぱりそこら辺のところ、条例を整備するだけではなくて、ふるさと納税と一緒に分なのか、いろんな手法をつくって、やっぱり米子市をPRするというのも一つの考え方なのかな。その辺のところは指摘というか、要望しておきたいと思います。終わります。

○西川委員長 ほか。

又野委員。

○又野委員 済みません、ちょっと1点だけ。さっきのお話とつながるんですけども、この改正で何か実際に来そうな、移転しそうなとか、拡充しそうなというめどが何かあるんですか。

○西川委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 先ほども御説明しましたけど、今のところそういった動きはないというのが実態でございますので、これからどうしていくかということだと思っております。

○又野委員 わかりました。

○西川委員長 じゃあ、質疑はこれで終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 じゃあ、採決いたします。

議案第85号、米子市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川委員長 よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、米子市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 失礼します。お手元にお持ちの議案書は86の2、86の3のほうに、改正後、改正前という表をつけております。

議案第86号は、米子市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。専門職大学の制度化に伴う環境省令の一部改正によりまして、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件について見直しが行われました。それに伴いまして、本市が設置します一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について、学校教育法による短期大学に専門職大学の前期課程を含むこととするもので、専門職大学の制度が施行されます平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上が条例の一部改正の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

○又野委員 済みません、じゃあ、まとめてあれなんですけども、来年度からこの専門職大学が始まるということなんですけども、ちょっと調べたら、ほとんど専門職大学が来年度から始まるのはあんまりないと聞いたんですけども、実際どれぐらいあって、今回の技術者さんが、資格取得になるような大学があるのかっていうのと、その専門職大学を卒業された人っていうのは、技術者の能力とか質の面で何か低下したりすることっていうのはないのかどうなんですか、そこら辺、もしわかれば。

○西川委員長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 御質問、大きく分けて2点おっしゃったと思います。専門職大学の数は何校あるのかでございますけども、文部科学省の大学設置の審議会等によりましてどうも判定をされたようでして、複数校応募があったようなんですが、平成31年度開設予定の大学は私立1校、短期大学は、同じく私立1校、これが専門職大学ということに

なると思います。議員のほうの御質問にありました1点目の後半でございますけども、このたび開設予定の2校の専攻課程は、技術管理者の資格要件に合致する専門職大学ではないようです。1点目は以上です。

続きまして、2点目です。今回の改正で、一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を取得する人の能力が低下という御懸念もおありだと思います。専門職大学が含まれましても、理学等の課程等としておりますが、必要な履修科目が必要になります。卒業するという条件もございます。よりまして、技術管理者の資格要件等に直ちに結びつくものではないと考えております。必要な講習等も受けることもできますので、そういうふうを考えております。以上でございます。

○又野委員 ありがとうございます。

○西川委員長 よろしいですか。

○又野委員 はい。

○西川委員長 じゃあ、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 別にないようです。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号、米子市一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民福祉委員会を暫時休憩します。

午後4時37分 休憩

午後4時43分 再開

○西川委員長 市民福祉委員会を再開します。

市民生活部から1件の報告を受けたいと思います。

ヌカカ対策について、当局の説明を求めます。

高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 委員の皆さんに、お手元に事前にお配りしておりますヌカカ対策についてという資料をごらんいただけたらなと思います。

表紙に書いてありますが、4つの項目について御報告申し上げます。今年度の調査の報告です。平成26年から30年までいたしましたこれまでの対策等に係るまとめを報告させていただきたいと思います。あと、3番目にヌカカの対策関係者会議も開いておりますので、開催した状況。最後に、今後の対策について御報告したいと思います。

資料をはぐっていただきまして、最初には、今年度、30年度の各種調査の報告をさせていただきます。

1番目に、高専のほうに委託しておりましたヌカカの発生状況の調査でございますが、①のところ、イソヌカカの幼虫がどこにすんでいるかという調査を委託いたしております。右の地図に赤いちよぼ、青いちよぼついておりますが、41カ所調査をいたしまして、赤

いちよぼ、生息地域ですけど、11カ所確認をしております。こういったところにイソヌカカの幼虫がすんでいるかといいますと、ある程度の塩分を含み、水の流れが弱く、泥がたまり、アシ等が生えている地点、このようなところに生息しているというのがわかっております。弓浜地区の沿岸部にはこのような地点が多くございまして、中海側ですと、ため池や用水路、日本海側ですと、米川の支流と海水の合流付近、この辺の土壤に生息しているのが確認されております。

調査いたしましたイソヌカカってというのは、泳ぐというのが確認されておりますし、多く見られるトクナガクロヌカカというのは泳ぐことができないというのでございます。水分の多いところにはトクナガクロヌカカの幼虫はすんでいないというのが確認されている状況でございます。

②ヌカカの成虫の発生状況でございますが、今年度は3地点で網によって採取したところでございますが、これをしたのはイソヌカカの幼虫がいる箇所ということで、そこを調べると、成虫もいるんじゃないかということで調査したわけでございます。例年どおり、調査の結果は5月の中旬から6月下旬にピークを迎えるような発生状況でございましたが、折れ線グラフが2つあります、上がトクナガクロヌカカ、下がイソヌカカの捕獲の状況でございますが、99%以上がトクナガクロヌカカというので、発生調査した結果は99%以上トクナガでございました。特に、トクナガクロヌカカ、内陸部のほうが多く発生しているという状況でございました。

次のページ、③にヌカカの刺咬性についても調査してございまして、イソヌカカというのは昔から刺咬性があるというのは知られているところでございますが、トクナガクロヌカカにつきましても刺咬の確認というのが、刺咬するんじゃないかということを確認するために、ずっと4月から9月まで調査した、捕獲したイソヌカカの中に実際にちょっと、高専の生徒さんですが、手を入れてかまれるかどうかというのを確認したというのがあります。何千件の中でも、3例だけ確認ができたということで、その写真がかんてる様子でございます。その3例を、(2)になります。鳥大のほうで遺伝子の情報解析をしたという状況でございます。

(2)のほう、吸血性について鳥大のほうで調査しておりますが、トクナガクロヌカカも吸血しますと、右の写真のように真っ赤になるというか、吸血後の個体の写真を載せております。鳥大のほうでは遺伝子解析によりまして、まれでございまして、トクナガクロヌカカにも吸血性があると、刺咬性があるということを確認しているところでございます。

その下、②にイソヌカカの生息調査も含めてやっておりますが、これが、写真がイソヌカカの幼虫、棒状のような形で水の中をきゅっきゅっきゅっというか、折れ曲がって泳ぐみたいな形をしているようです。トクナガクロヌカカのほうは、何か丸い形で泳げないような、というふうにかがっているところでございます。

その下、3番目にヌカカ被害による受診者の数の調査を委託で調査しております。これ3年間の数値を棒グラフにしてございますが、今年度は、一昨年と大体同様な傾向。昨年は若干数が少なかったんですが、これは被害の受診者数でございますが、被害の受診者数と発生状況は大体リンクしてるという確認がとれてるところと、昨年少なかったのは、やはり気温との関係も少し調べてございまして、最高気温が25度から30度ぐらいになると受診者がふえるという状況になっております。30度を超えると受診者は、逆に言うと減る。



これは発生状況が減る、活動が鈍っているということだと思います。個体がちっちゃいので、日に当たって、水分が蒸発してしまうというのがありますので、葉の裏とかに隠れて、活動が鈍ってるんじゃないかなというのがあります。やはり前の調査でもわかっていますが、朝方の7時から9時、まだ暖くなる前に活動を一番している時間帯だっているのも既に調査でわかっています。

はぐっていただきまして、ここから、これまでの対策のまとめというのを書いております。今までヌカカの被害があるということで、被害を軽減するために、大きく、①、②に書いてありますが、被害予防と発生抑制対策という、この2点で大体調査研究、いろんな取り組みをしてきたところがございます。

被害予防でございますが、四角囲みしておりますが、いろんな研究機関や住民のアンケートや大日本除虫菊株式会社、商標名金鳥さんですね、金鳥さんの協力のもと、ヌカカの生態などの解明や忌避剤の適正な使用方法などを検討し、有効な被害予防を広報、注意喚起を行ってきたというのが被害予防に対する啓発でございます。

もう一つ、発生抑制対策といたしましては、その内容でございますが、発生する土壌というのを、どういった土壌かというのを調べておりまして、それ以外にも被害を与える種はどんな種なのか、幼虫の生息状況の調査ですとか、土壌において石灰散布や耕うんによる効果の検証等の実験を行ったと。それによって、実施可能な、有効な発生抑制対策の検討というのを26年から引き続きやってきたというのが現状でございます。

この2つに係ります、被害予防と発生抑制対策、これをするために、(2)以降に丸で12個、やってきたことを書いております。簡単に御報告申し上げますと、この4年間で、最初、26年、始めたときには、ヌカカって何っていうか、何もわかってない状態でした。どんな生態なのかかわからないので、まずそれを調査しないと対策も立てられないということで、アンケート調査をまず最初にさせていただいたというのがあります。調査対象は弓浜地区で、公民館の利用者ですとか市の職員ですとか学校保健の関係の人とか、そういったのをアンケート調査させていただいて、395件、調査結果……。

(「・・・要点だけでええ・・・」と戸田委員)

**○高塚市民生活部次長兼環境政策課長** ①から⑫までいろいろやってまいりまして、いろいろと広報してきたところでございます。

はぐっていただきまして、ヌカカ対策関係会議というの、当初からどういったものかわからないので、適宜、関係者会議を開かせていただいて、最後の7回目、30年9月27日に今後の対策について、今までやってきたことをお示しながら一緒に検討したところでございます。メンバーが、そこに書いてある皆さんです。

6ページ、今後の対策について、この関係者会議を踏まえて、いろんな意見をいただいて出た意見で検討してる部分でございます。予防に対して広報、啓発をしていかないといけないということで、市報等にももちろん特集ページを組んだりですとか、忌避剤の配布等も考えてるところでございます。忌避剤のほうは、市内弓浜地区の保育園や幼稚園に配りたいなというふうに思っておるところでございます。

次は発生対策でございますが、いろいろ調査研究してきた結果に基づきまして、どういった対策がいいのかどうかということで、②に関係者の意見を書いております。29年度に調査研究した結果、やはり石灰散布が有効である、それをすき込むことによってさらに

効果が高くなるというのがあらわれておりますし、薬剤散布については、ちょっと影響が大き過ぎるのではないかと、焼き畑につきましては効果の検証はしてありますが、全体的に、周辺の詳細が要るので難しいという意見が出てるところでございます。

はぐっていただきまして、どうやって対策を進めようかというところでございますが、人にまわりついて、非常に刺戟性もございますので、人のいるところを優先的にやれば被害が少なくなるんじゃないかというのが対象範囲で考えられてることです。あと、実施時期については、耕うんではいつでもそれなりに効果があると思うが、石灰散布については、幼虫が成長し始める3月から6月ぐらいまでの間がやりやすいんじゃないかという関係者の意見が出てるところでございます。

それを受けまして、現在、まだこれは完全にできた案ではございませんが、発生抑制対策案ということで、石灰散布等や除草などのことを委託事業、委託がいいのか、どういった形、形式もまだ決めていないところでございますが、今まで耕作放棄地等、農家の方ができない分を地域で、皆さんで、ここを対策して減らそうやというようなお声がけをしていただきながら、地域で委託契約を結んだらどうだろうかというのを今検討してる最中でございます。ただ、これが本当にいいのかどうなのか、これをする前には関係機関や農協やいろんなところとまずは話をしたんですけど、実際の自治会さんとかとはまだちょっと話をしておりません。これはこういう形でできるかどうかとか、まだ、一回、自治会さんや農業関係者とお話した後決めていこうというふうには考えておりますが、本会議でも、焼き畑のほうがいいんじゃないかと、試験的にもというふうな御意見もいただいておりますので、あわせて検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**○西川委員長** 当局、説明終わりました。

皆さん方からの質疑、御意見は。

前原委員。

**○前原委員** 済みません、手短かに言います。まず、荒廃農地の地主の許可の話ということがあると思います。これが、あと、自治会が受けてくれるのかわからない、予算はどのぐらい組んでおるかということを知りたい、まずその辺について教えてください。

**○西川委員長** 高塚市民生活部次長。

**○高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 地主の許可という話がありました。委託契約みたいな形ですと細かくやれば、もちろん法的責任とかが出てくるし、補助金に関係になってくれば、責任関係が出てくると思いますが、やり方で、地域に、例えば日賃とかだけを、やり方決めてないんですけど、そういうのでできないかなと、を渡すんで、地域でできませんかっていうのだけでもできないかなという今検討していますので、必ず地主の了解をとらないとできないか、それを含め、今、中身の検討をしているところです。要は、しなくてもできない方法がないのかというのを考えているところです。

(「まだ」と前原委員)

**○高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 予算は、今までずっと、27年から予算組んで、ずっと対策費等を組んでいますので、その予算を大体同額でいくつもりで、予算的には。

(「金額」と前原委員)

**○高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 約300万です。

(「自治会・・・」と前原委員)

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 済みません、2番目の質問、自治会がそれを受けてくれるかどうかという話です。先ほど言いましたように、まだ、年を明けてから、こういったことを今考えているんですけど、自治会は受け入れますかねというようなことを自治会に説明しながら、一緒に対策を考えていきたいという状況でございます。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 今12月で、1月から説明入るとしても、かなりタイトなスケジュールで、なおかつ、さっきの地主のことがありましたけど、人の土地に勝手に、自治会員であろうとも、石灰をまくってというのはどうなのかっていうことが、倫理的な問題が発生すると思います。なおかつ、セイタカアワダチソウとか、木が生えているところもあるし、まさかドローンでまくわけではありませんので、中に入ってまくというのは、自治会員にかなり負担があるのではないかと、現実的な話じゃないんじゃないかなと、もうちょっと練られたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、専門家の話を聞いて。その辺についてどういうお考えかお伺いします。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 懸念されてることは十分承知しておりまして、セイタカアワダチソウの中を分け入って入って、石灰ですけど、石灰をまくっていうのも非常に難しい作業だろうというのもわかっております。逆に、冬、こうして雪で草が寝て、草が寝た上にまくってというのは粒状の分ですので、それならできるんじゃないかなというのも一考しているところではございますが、いずれにいたしましても、役を受けてくる、自治会さんが本当にできるのかどうなのか、実行組合のほうがいいのかどうなのか、その辺を含めて検討をして、タイトなスケジュールですが、こういうことをしてみたいと思ってるというのをまず自治会等、投げかけながら、対策をしていきたいというふうに思っております。

○西川委員長 前原委員。

○前原委員 正直言うと、もうちょっと練られたほうが私はいいと思いますし、300万という予算を使ってやるならば、公費を使うわけですから、できませんでしたじゃだめだと思いますし、焼き畑って、私は野焼きと言ったんですけど、野焼きが有効じゃないかっていうのは、ある程度、いろんなところで実証されてる、本会議の質問の中でも、長野県の安曇野の話をしましたけども、そういうところももうちょっと柔軟に考えていただいて、現実的な案を考えていただけないかなと思います。ちょっと余りにも人力によることが大きいし、自治会に任せるというのも、今の自治会の状況もございまして、もうちょっと現実路線で考えていただけないかなと思っております。これは意見で。以上です。

○西川委員長 ほか、ありませんか。

[「なし」と声あり]

○西川委員長 じゃあ、ないということで、市民福祉委員会を閉会します。

午後5時03分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西 川 章 三